

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 30 年 10 月

愛知県人事委員会



30人委第830号

平成30年10月11日

愛知県議会議長 松川浩明 殿  
愛知県知事 大村秀章 殿 (各通)

愛知県人事委員会委員長 齋藤 勉

### 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

# 目 次

## 別紙第1 報告

第1 報告及び勧告の基本原則.....	1
第2 職員の給与について.....	1
1 給与に関する報告及び勧告の考え方.....	1
2 職員給与の状況.....	1
3 民間給与の状況.....	2
(1) 職種別民間給与実態調査.....	2
(2) 調査の実施結果.....	3
4 職員給与と民間給与との比較.....	4
(1) 月例給.....	4
(2) 特別給.....	5
5 賃金・雇用情勢等.....	6
6 国家公務員の給与等.....	6
7 職員給与の改定等.....	6
(1) 本年の職員給与の改定.....	6
(2) その他の課題.....	8
第3 公務員人事管理について.....	9
1 人材の確保・育成について.....	9
(1) 人材の確保.....	9
(2) 能力・実績に基づく人事管理.....	10
(3) 人材育成.....	10
(4) 女性の活躍促進.....	11
2 勤務環境の整備について.....	11
(1) 長時間労働の是正.....	11
(2) 仕事と家庭の両立支援の充実.....	13
(3) メンタルヘルス対策等の充実.....	14
(4) ハラスメントの防止.....	14
(5) 非常勤職員の勤務環境の整備.....	15
3 定年制度の見直し等について.....	15
(1) 定年の上げをめぐる状況.....	15
(2) 定年の上げに向けて.....	16
第4 勧告実施の要請.....	17

## 別紙第2 勧告

1 改定の内容.....	23
2 改定の実施時期.....	23

## 参考資料

## 別紙第 1

# 報 告

## 第 1 報告及び勧告の基本原則

人事委員会の報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、職員に対して、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有している。適正な処遇を確保することは、職員の士気を高く保持するとともに、労使関係の安定や公正かつ能率的な行政運営推進の基盤である。

このような基本認識の下、本委員会は、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間従業員の給与、国及び他の地方公共団体の職員の給与等、職員の勤務条件を決定する諸条件について調査及び検討を行い、その結果を踏まえ報告・勧告を行うものである。

## 第 2 職員の給与について

### 1 給与に関する報告及び勧告の考え方

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施し、その結果に基づき職員給与と民間給与との比較を行い、その均衡を図ること（民間準拠）を基本とし、国及び他の地方公共団体の職員の給与等も考慮の上、報告・勧告を行っている。

民間準拠を基本とすることは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であること等から、その給与水準は、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に合わせていくことが最も合理的と考えられるためである。

### 2 職員給与の状況

本委員会が、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）の適用を受ける職員について実施した「平成30年職員給与実態調査」によると、本年

4月現在の職員の数55,836人であって、その平均年齢は40.6歳、平均経験年数は18.3年となっている。

民間給与との比較は、行政職給料表の適用職員（9,283人、平均年齢41.8歳、平均経験年数19.7年）について行っているが、同表適用職員の本年4月現在の平均給与月額<sup>(\*)1</sup>は387,851円、警察官、教員等を含めた全職員では408,291円となっている。

本年も昨年に引き続き、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成28年愛知県条例第7号。以下「特例条例」という。）により管理職手当を5%減額する措置が実施されており、減額後の平均給与月額は、行政職給料表の適用職員にあつては387,376円、全職員では408,014円となっている。

なお、職員の給与水準を国家公務員と比較すると、手当を除いた本給を比較したラスパイレス指数<sup>(\*)2</sup>は、101.5となっており、職員が国家公務員を1.5ポイント上回っているが、本給に手当を加えた平均給与月額では、職員が国家公務員を23,089円（5.6%）（減額後23,564円（5.7%））下回っている<sup>(\*)3</sup>。

<sup>(\*)1</sup> 平均給与月額とは、給料、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当等（所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。

<sup>(\*)2</sup> ラスパイレス指数とは、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給月額（諸手当を除いた本給）を100とし、これに相当する本県職員の給料月額を学歴別、経験年数別に比較したものである（上記指数は平成29年4月現在）。

<sup>(\*)3</sup> 本年4月現在の、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の平均給与月額410,940円と、本県の行政職給料表の適用職員の平均給与月額387,851円（減額後387,376円）を比較した。

（参考資料 第1表、第3表及び第13表 参照）

### 3 民間給与の状況

#### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、民間における給与の実態を精確に把握するため、人事院、名古屋市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所3,999（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した555の事業所を対象に、「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施した。公務と類似すると認められる76職種26,602人（事務・

技術関係の22職種24,990人及び研究員、医師等の54職種1,612人)について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を実地で詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

(参考資料 平成30年職種別民間給与実態調査の概要 参照)

## (2) 調査の実施結果

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間給与の状況は、次のとおりである。

### ア 初任給の状況

新規学卒者の採用があった事業所の割合は企業全体で採用した場合を含めて、大学卒で70.0%（昨年69.8%）、高校卒で43.7%（同42.3%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で48.6%（同41.2%）、高校卒で48.8%（同54.7%）であり、据え置いた事業所の割合は、大学卒で50.7%（同58.8%）、高校卒で50.1%（同45.3%）となっている。

#### 民間における初任給の改定状況

(平成30年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
	%	%	%	%	%
大学卒	70.0	(48.6)	(50.7)	(0.7)	30.0
高校卒	43.7	(48.8)	(50.1)	(1.1)	56.3

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

### イ 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）で見ると、ベースアップを実施した事業所の割合は43.3%（昨年37.8%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.5%（同0.0%）となっている。定期に行われる昇給を

実施した事業所の割合は92.6%（昨年91.4%）となっており、昇給額が昨年と比べて増額となっている事業所の割合は27.6%（同22.1%）、減額となっている事業所の割合は2.9%（同3.1%）となっている。

なお、課長級の従業員にあっては、下表のとおりである。

#### 民間における給与改定の状況

（平成30年職種別民間給与実態調査）

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	%	%	%	%
係 員	43.3	4.0	0.5	52.2
課 長 級	26.8	5.9	0.0	67.3

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

#### 民間における定期昇給の実施状況

（平成30年職種別民間給与実態調査）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		%	増額	減額	変化なし		
			%	%	%		
係 員	92.9	92.6	27.6	2.9	62.1	0.3	7.1
課 長 級	77.8	77.5	23.6	2.8	51.1	0.3	22.2

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## 4 職員給与と民間給与との比較

### (1) 月例給

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員、民間にあってはこれに相当する職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、本県職員の人員構成を基礎とする比較（ラスパイレス方式）を行ってきた。

本年4月分の給与について、特例条例による減額措置がないものとした場合の職員給与と民間給与を比較したところ、職員給与が民間給与を697円（0.18%）下回っている。

また、特例条例による減額後の職員給与と民間給与を比較したところ、職員給与が民間給与を1,172円（0.30%）下回っている。

#### 職員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	職員給与 ②		較差 ①-② $\left[ \frac{①-②}{②} \times 100 \right]$
388,548 円	減額前の額	387,851 円	697 円 (0.18%)
	減額後の額	387,376 円	1,172 円 (0.30%)

(注) 職員給与欄及び較差欄の上段及び下段は、特例条例による減額措置がないものとした場合（減額前）の額及び減額後の額を基礎としてそれぞれ算定した較差額等を表したものである。

## (2) 特別給

本委員会は、「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、民間における特別給（ボーナス）の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較してきた。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、年間で所定内給与月額4.47月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.07月分下回っている。

#### 職員の期末手当及び勤勉手当と民間の特別給との較差

民間の特別給の支給状況	平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	388,622 円
		上 半 期 (A2)	389,288 円
	特別給の支給額	下 半 期 (B1)	842,275 円
		上 半 期 (B2)	893,680 円
	特別給の支給割合	下 半 期 $\left( \frac{B1}{A1} \right)$	2.17 月分
		上 半 期 $\left( \frac{B2}{A2} \right)$	2.30 月分
年間の支給割合 ①			4.47 月分
職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 ②			4.40 月分
較差 ①-②			0.07 月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。



## 5 賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査地方調査結果」（愛知県県民文化部、事業所規模30人以上）によると、本年4月の所定内給与及びきまって支給する給与（所定内給与と所定外給与を合わせた給与）は、昨年4月に比べ、いずれも0.4%増加している。

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べて全国では0.6%、名古屋市では0.7%上昇している。

本委員会が総務省の全国消費実態調査及び家計調査を基に算定した本年4月の名古屋市における標準生計費は、1人世帯で111,720円、2人世帯で146,620円、3人世帯で182,790円、4人世帯で218,960円となっている。

「労働力調査地方集計結果」（愛知県県民文化部）によると、本年4月から6月までの本県の完全失業率は、昨年同期の水準と比べ、1.1ポイント低下して1.6%となっている。

本年4月の本県の有効求人倍率（愛知労働局）は、昨年4月から0.14ポイント上昇して1.95倍（季節調整値）となっている。

（参考資料 第24表及び第25表 参照）

## 6 国家公務員の給与等

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、本年の民間給与との比較による月例給及び期末手当・勤勉手当の引上げ等について報告し、一般職の職員の給与に関する法律等の改正について勧告するとともに、公務員人事管理について報告した。また、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について意見の申出を行った。それらの概要は別添のとおりである。

## 7 職員給与の改定等

### (1) 本年の職員給与の改定

職員給与決定の基礎的な諸要素となる民間給与の実態、生計費等の状況及び人事院の報告・勧告の概要は、以上述べたとおりである。

職員給与は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じ

なければならぬとする地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づいて決定されるべきものであり、本委員会は、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、職員給与と民間給与との均衡を図ることを基本として勧告を行ってきたところである。

特例条例による職員給与の減額措置は、県財政に責任を持つ知事において本県の厳しい財政状況に鑑みて提案され、議会の議決を経て勧告制度とは異なる次元で実施される例外的なものであることから、本年の給与改定に係る職員給与と民間給与との比較は、特例条例による減額措置がないものとした場合の職員給与を基準として行うこととするのが適当であると考えます。

本委員会は、これらの状況を総合的に勘案した結果、職員の給与について、次のとおり改定を行うことが必要であると考えます。

#### **ア 月例給**

前記 4 (1) のとおり、本年 4 月時点で、職員給与が民間給与を 697 円 (0.18%) 下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要があると考えます。

この改定は、本年 4 月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要があると考えます。

##### **(給料表)**

給料表については、人事院が勧告した俸給表の各号俸の額に一定率を乗ずることを基本に、初任給を始め若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる改定を行う必要があると考えます。

なお、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した教育職参考モデル給料表を参考に改定を行う必要があると考えます。

##### **(初任給調整手当)**

医師等に対する初任給調整手当については、人事院勧告の内容を考慮して所要の改定を行う必要があると考えます。

#### **イ 特別給**

前記 4 (2) のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を下回っていることから、期末手当・勤

勉手当については、民間における特別給の支給状況及び人事院勧告の内容を考慮して支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とし、支給月数の引上げは、本年の6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する必要があると考える。

また、指定職給料表適用職員及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要があると考える。

このほか、平成31年度以降においては、人事院勧告の内容及び民間における特別給の支給状況を考慮して、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する必要があると考える。

#### **ウ 宿日直手当**

宿日直手当については、人事院勧告の内容を考慮して所要の改定を行う必要があると考える。

### **(2) その他の課題**

#### **ア 昇給制度の見直し**

55歳を超える職員の昇給制度については、これまでも世代間の給与配分の適正化の観点から対応を検討するよう報告を行ってきたところであるが、既に多くの都道府県で国に準じた原則昇給停止の制度を導入している状況等を踏まえ、早急に対応すべきと考える。

#### **イ 教員給与の取扱い**

メリハリのある教員給与体系の実現に向け、諸手当の見直し等、現在も具体的な取組が進められているところであるが、教員給与の在り方については、引き続き国や他の地方公共団体の動向等を注視しつつ検討していく必要があると考える。

#### **ウ 地域手当の在り方**

地域手当の支給地域の区分などの在り方については、引き続き地域の実情等を考慮して検討していく必要があると考える。

### 第3 公務員人事管理について

#### 1 人材の確保・育成について

##### (1) 人材の確保

社会経済状況や県民ニーズが変化する中、県政の諸課題に対して、的確に、スピード感を持って、着実に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、多様で有為な人材を引き続き確保していく必要がある。

本委員会はこれまで、新規学卒者を主な対象とした職員採用試験において、法・経済系以外の学部出身者の受験を促すことを目的に、行政職に専門試験を課さない「行政Ⅱ」の区分を設けるとともに、口述試験の配点割合を高め、より人物重視の採用方法に変更するなど、多様な学部の出身者、女性の受験者の増加などを実現してきた。

さらに、民間企業等で培った経験や柔軟な発想により、即戦力としての人材を採用するための職務経験者採用試験や、学歴・職務経験を不問とした社会人採用試験を新設するなど、多様で有為な人材の確保に努めてきたところである。

しかしながら、本県の職員採用を取り巻く環境は、若年人口が減少する中で、民間企業、国や他の地方公共団体等における高い採用意欲等を背景に、人材の確保が一層厳しくなっており、近年の採用試験では一部の職種において、最終合格者が採用予定人数に達しない状況も生じている。

こうした厳しい状況を踏まえ、引き続き、任命権者と連携しながら、本県の魅力や仕事のやりがいをより積極的に伝えていくとともに、これまで実施してきた様々な試験制度について検証し、社会情勢の変化等に対応して、更なる見直しを検討する必要があると考える。

障害者の雇用については、障害者の職業の安定を図るとともに、多様な人材の確保という観点から、本県では、昭和52年度から身体障害者を対象とした職員採用選考を開始し、平成19年度からは知的障害者を対象とした採用選考を、平成27年度からは精神障害者を対象とした非常勤職員の採用試験を実施するなど、障害の種類や程度を順次拡大して実施しているところである。

各任命権者においては、引き続き、障害者の職域拡大を検討するなど、障害者の雇用を推進していく必要があると考える。

## (2) 能力・実績に基づく人事管理

組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上を図るためには、職員の能力・実績に基づいた人事管理を行うことが必要である。

現在、個々人の目標設定と達成状況を通じた能力・実績に基づく人事評価制度が行われているところであり、課長補佐級班長以上の管理職員は、人事評価面談の機会を通じて、部下とコミュニケーションを密に図り、業務の目標や進捗状況、成果を共有し、仕事に取り組む姿勢を観察したうえで、その評価結果のフィードバックを行い、理解と納得を得て、適切な人事管理を行うとされている。

本県における人事評価制度の活用状況は、任命権者により一様ではないが、公務の特殊性や多様性に配慮しつつ、職員の理解と納得が得られるよう努めながら、引き続き、人事評価制度に基づく適切な人事管理を進めていく必要があると考える。

## (3) 人材育成

限られた人材で多様化・複雑化する県政の諸課題に的確に対応するためには、職員一人一人が専門能力を高めながら、更なる能力開発を図るとともに、個々の職員の力を束ねた組織力の強化・向上を図るため、組織全体として人材育成に積極的に取り組む必要がある。

知事部局では、個々の職員の資質・能力向上に向けた施策に加え、「あいち人材育成ビジョン」等に基づき、組織全体として「人づくり」に積極的な組織風土づくりを進めている。

また、管理職員は、人事評価の目標の一つに人材育成に関する項目を設定し、部下とのコミュニケーションを通じて、職員一人一人に応じたきめ細かなマネジメントを行うこととされている。こうした取組により、職員の意欲を高め、自発的な研鑽や成長につなげるとともに、組織の目標や職務の目的・意義を明示し、共有することにより、組織全体としてのパフォーマンスの向上を目指している。

本委員会としても、こうした取組を、各任命権者が引き続き実施していく必要があると考える。

#### (4) 女性の活躍促進

女性の活躍は、組織の活力を維持・向上させる観点からも極めて重要であることから、女性職員の積極的な登用などの取組をさらに推進していくことが必要である。

各任命権者においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性職員の積極的な登用などに着実に取り組んでいる。

なお、本年6月にすべての女性が輝く社会づくり本部において決定された「女性活躍加速のための重点方針2018」では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行後3年の見直しに着手し、本年度中に結論を得ることとされている。この見直しの内容を踏まえ、各任命権者は、特定事業主行動計画の見直しを検討するなどして、更なる女性の活躍を進めることが必要であると考えます。

また、知事部局等の職員を対象に実施したアンケートによれば、家庭の状況や職場の理解があればという条件付ならば、より困難な仕事にも挑戦したいと回答した女性職員が多くいたことなどから、女性職員の更なる活躍のためには、時間外勤務の縮減やワーク・ライフ・バランスの推進など、職場全体でのより積極的な取組が必要である。

本委員会としても、優秀な女性職員の採用に向けて、本県が女性が働きやすい職場環境であることや、自ら積極的にキャリア形成に取り組むことができることなどを広報し、引き続き優秀な受験者の確保に努めていく。

## 2 勤務環境の整備について

### (1) 長時間労働の是正

本県においては、従前から、職員の心身の健康保持、公務能率の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進、さらには人材確保の観点等から時間外勤務の縮減、特に、長時間労働の是正が重要な課題であり、全庁を挙げた取組がなされているところである。近年、社会全体で働き方改革が進められる中、本年6月には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、時間外労働の上限規制等が導入されることとなった。長時間労働の

是正の重要性は公務においても同様であり、本県においても、従前からの取組にとどまらない、実効性のある取組を進める必要がある。

長時間労働の是正のためには、部局長や所属長等組織のトップが積極的なリーダーシップを発揮し、事務の簡素化、事務処理方法の改善、計画的な業務の執行などにより、更なる業務の効率化、職場の環境整備及び職員の意識改革に取り組むことが重要である。定時退庁日の拡充などは、従前から取り組んでいるところであるが、特に、全庁一斉定時退庁日における部局長等幹部職員による消灯監察は、有効な取組の一つである。さらに、これらの取組に加え、業務の平準化を図るため、適正な人員配置に努めることが重要であると考え。なお、人事院は、民間労働法制の改正を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を、原則、1か月について45時間かつ1年について360時間、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては1か月について100時間かつ1年について720時間等と設定し、ただし、大規模な災害への対応など公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができるなどとしていることから、本県においても、適切に対応していく必要があると考える。

また、長時間労働の是正に向けた取組と併せて、長時間の時間外勤務をせざるを得ない職員の健康への配慮を行うことも重要である。これまでも、長時間の時間外勤務者で産業医が必要と認めた場合などには、医師による面接指導を行うこととされているところであるが、今後も、該当する職員に対し受診勧奨等適切な対応に努める必要があると考える。なお、人事院は、職員の健康確保措置について、民間労働法制の改正を踏まえ、より適切に職員の健康管理を行えるよう健康管理医の機能強化を図ることなどとしていることから、本県においても、適切に対応していく必要があると考える。

さらに、人事院は、民間労働法制における年次有給休暇の時季指定に係る措置を踏まえ、年次休暇の使用を促進するため、付与日数が10日以上職員が、当該年において年次休暇を5日以上確実に使用することができるよう配慮することとしていることから、本県においても、適切に対応していく必要があると考える。

なお、教員の長時間労働の是正については、昨年3月、本県教育委員会に

において「教員の多忙化解消プラン」が策定され、同プランにおける各種の取組が行われているところである。とりわけ、「長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化」に係る取組の一つである「出退勤時間記録の電子化」について、県立学校5校でタイムカードの導入試行がなされたところであり、今後は、全校導入に向けて検証を進めていく必要があると考える。また、「部活動指導に関わる負担の軽減」に係る取組の一つである「部活動指導ガイドラインの策定」についても、本年9月に部活動全般に関する指針として策定されたところであり、今後は、このガイドラインを踏まえ各学校において適切な部活動運営を行う必要があると考える。教員の長時間労働については、教員が一人一人の子どもに丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくためにも、その是正が図られるよう、引き続きこれらの取組を始め同プランに掲げられた取組全般を着実に進める必要がある。

## (2) 仕事と家庭の両立支援の充実

育児や介護を行う職員が安心して働き続けることのできる勤務環境を整備することは、仕事と家庭の両立支援の充実を図る上で重要な課題となっている。

本県においては、これまでに育児や介護を行う職員を支援する制度の充実を図ってきており、特に、子の出生予定のある男性職員や子育て期の男女職員に対する休暇等の取得促進に取り組んでいるところである。男性職員の育児休業の取得率については、男性職員に対する育児参加支援策「イクメンサポート」の実施等により、一部の任命権者では増加傾向にあるものの、県全体としては依然として低い水準にある。このため、男性職員本人を始め職場の上司や同僚の意識改革と、職場全体でサポートする職場環境づくりを行うことなどにより、引き続き両立支援制度の一層の利用促進を図ることが必要であると考ええる。

また、不妊治療への支援について、人事院は、不妊治療と仕事の両立も重要な課題であり、引き続き民間の状況を注視しつつ、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図っていくとしていることから、本県においても、国の制度との均衡を踏まえつつ、その動向を注視していく必要があると考える。

さらに、ICTを活用したテレワークなど多様で弾力的な働き方について、



人事管理や公務運営への影響等も考慮しながら、課題等の洗い出しを進めるなど、導入に向けた具体的な検討をしていく必要があると考える。

### (3) メンタルヘルス対策等の充実

職員が心の健康を保持することは、職員自身やその家族にとって必要であるばかりでなく、職員が高い士気を持ってその能力を十分に発揮し、公務を効率的かつ的確に遂行するという公務能率の面からも重要である。

こうした観点から、職員の心の健康づくりを推進するための各種の取組が行われているところであるが、長期の療養休暇を取得し、又は傷病を理由として休職する職員のうち精神及び行動の障害を理由とする者の割合は、依然として高い割合で推移している。このため、ストレスチェックの集団分析結果を各所属等で有効に活用し、職場環境の改善につなげるなど、予防的観点からのストレス対策に取り組むとともに、引き続き職場復帰支援や再発防止の取組を適切に行うことにより、メンタルヘルス対策のより一層の充実を図る必要があると考える。特に、メンタルヘルス対策において重要な役割が求められる管理監督者は、部下職員の状況を日常的に把握した上、職場における具体的なストレス要因を把握し、その改善を図る必要があると考える。

なお、人事院は、本年7月の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更を受けて、公務災害認定事案等の分析、相談体制の整備等の必要な取組を行うとしていることから、本県においても、適切に対応していく必要があると考える。

### (4) ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止は、良好な職場環境、公務能率の維持、職員の心の健康保持の観点から重要な課題であり、ハラスメントのない職場環境づくりを引き続き進めていく必要がある。

とりわけ、パワー・ハラスメントは、正常な業務運営の障害となり得るだけでなく、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心の健康に悪影響を及ぼす要因にもなり得るものであり、本委員会への苦情相談においても、一定件数の相談がある。このため、職員からの相談に適切に対応するとともに、パワー・ハラスメントの事例等の周知に努めるなど、引き続き職員の意識啓

発に積極的に取り組んでいく必要があると考える。

#### (5) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の勤務条件については、その職務の特殊性や常勤の職員との権衡を考慮し任命権者において定められているところであるが、高い意欲を持って勤務することができるよう、適正な勤務条件の確保等について、国の制度との均衡も踏まえ、引き続き検討していく必要があると考える。

また、昨年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、会計年度任用職員制度の導入を始めとした関係規程を整備するなど、平成32年度の法施行に向けた準備を進めていく必要があると考える。

### 3 定年制度の見直し等について

#### (1) 定年の引上げをめぐる状況

我が国においては、少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続いており、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題となっている。

このような中、人事院は、国家公務員について、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を60歳前と同様に本格的に活用することが不可欠となっており、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要として、本年8月に国会及び内閣に対し、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行ったところである。

地方公務員の定年の引上げについては、本年2月の「公務員の定年の引上げに関する関係閣僚会議」において、総務大臣から、「人事院における検討や国家公務員の具体的な制度設計を踏まえ、地方公共団体の意見も伺いながら検討してまいりたい。」との発言があり、今後、国家公務員との均衡や地方公共団体の実情を踏まえながら、検討が進められていく。

本県の高齢層職員の活用については、雇用と年金の接続を図るとともに、退職者の希望を踏まえその能力や経験を活かせる職務への配置に努めるなど、現在は主に再任用により対応されている。

本県においても、少子高齢化の進展に対応し、質の高い行政サービスを維持していくために、高齢層職員がより一層意欲を持って、その能力を發揮して勤務できるよう方策を検討する必要がある。

## (2) 定年の引上げに向けて

今回の人事院の意見の申出においては、定年の引上げに関する具体的措置として、

- ① 定年を段階的に65歳に引き上げることを基本に定年制度の見直しを行うこと
- ② 組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持することを目的として、当分の間、管理監督職員を対象とし、役職定年制を導入すること
- ③ 60歳以降の職員について、健康上、人生設計上の理由等により多様な働き方を可能とすることへのニーズが高まると考えられることから、職員の希望に基づき、短時間勤務の職務に従事させることができる定年前の再任用短時間勤務制を導入すること
- ④ 60歳を超える職員の年間給与は、民間状況を踏まえ、当分の間、60歳前の7割の水準に設定すること  
などが必要であるとしている。

さらに、定年の引上げに関連する取組として、

- ⑤ 定年を段階的に65歳に引き上げる中、組織活力を維持し行政サービスの質を高く保つため、年次順送りの人事を改め、職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど、若年・中堅層職員も含めた人事管理全体を見直す必要があること  
また、定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策として、
- ⑥ 60歳を超える職員がその能力及び経験をいかすことができる職務の更なる整備について、検討を進めること
- ⑦ 定年の引上げ期間中も、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続していくことができるような措置を適切に講ずること
- ⑧ 早期退職に対するインセンティブを付与すること等の退職手当上の措置を適切に講ずるほか、高齢層職員の能力及び経験を公務外でも活用する観点から必要な方策について検討すること

など、所要の環境整備を図りつつ、段階的に定年の引上げを行う必要があるとしている。

本県においても、国や他の都道府県の動向を注視しながら、高齢層職員の一層の能力及び経験の活用、並びに組織活力の維持・向上を図るため、定年の引上げを行うとした場合の新規採用の在り方など様々な課題について、本県の実情を十分に踏まえ、検討していく必要があると考える。

#### 第4 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているもので、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき職員の給与その他の勤務条件について適正な処遇を確保するためのものである。

本委員会は、これまで、職員給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準に維持するために勧告を行ってきたところであり、この原則が正しく適用されることが公務の公正かつ効率的な運営に資するものであると考える。

なお、現在実施されている給与減額措置は、管理職手当受給職員について引き続き行われているところであるが、職員の士気や生活に及ぼす影響が憂慮されることから、早期に給与勧告制度に基づく適正な給与水準が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義及びその果たす役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告が速やかに実施されるよう要請するものである。

## 給与に関する報告・勧告の概要（人事院）

### ○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

## I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

## II 民間給与との較差に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率88.2%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕  
〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.40月）

## 2 給与改定の内容と考え方

### <月例給>

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 その他

#### (1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

#### (2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

## 公務員人事管理に関する報告の概要（人事院）

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

### 1 国民の信頼回復に向けた取組

#### (1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

#### (2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

#### (3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

### 2 人材の確保及び育成

#### (1) 人材の確保

政策的に確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

#### (2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

#### (3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

### 3 働き方改革と勤務環境の整備等

#### (1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則 1 月 45 時間・ 1 年 360 時間（他律的業務の比重の高い部署においては 1 月 100 時間・ 1 年 720 時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1 月 100 時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が 10 日以上職員が年 5 日以上年次休暇を使用できるよう配慮

#### (2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年 3 月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

#### (3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

#### (4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

# 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について意見の申出の概要

## (人事院)

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

### 1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出  
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

### 2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

### 3 定年の引上げに関する具体的措置

#### (1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

#### (2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入



- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

### (3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

### (4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

## 4 定年の引上げに関連する取組

### (1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

### (2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

## 別紙第2

### 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛知県条例第63号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年愛知県条例第58号）を改正することを勧告する。

#### 1 改定の内容

##### (1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

##### (2) 諸手当

ア 初任給調整手当及び宿日直手当について

人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

a 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.45月分）とすること。

b 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.725月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

a 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.55月分）とすること。

b 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.625月分）とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

a 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とすること。

b 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分とすること。

(エ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)のa、(イ)のa、(ウ)のa及び(エ)については同年6月1日から、1の(2)のイの(ア)のb、(イ)のb及び(ウ)のbについては平成31年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,800	194,900	231,100	264,200	290,200	320,700	364,600	410,000	460,500	524,100
	2	145,900	196,700	232,700	266,100	292,400	322,900	367,200	412,400	463,600	527,000
	3	147,100	198,500	234,200	267,900	294,800	325,200	369,600	414,900	466,600	530,100
	4	148,200	200,300	235,800	270,000	296,900	327,400	372,200	417,300	469,700	533,200
	5	149,300	201,800	237,200	271,700	298,800	329,600	374,100	419,200	472,700	536,400
	6	150,400	203,600	238,900	273,700	301,100	331,600	376,600	421,500	475,700	538,700
	7	151,500	205,400	240,400	275,600	303,400	333,800	378,900	423,600	478,700	541,200
	8	152,600	207,300	242,000	277,700	305,600	336,000	381,400	425,900	481,800	543,600
	9	153,700	208,900	243,200	279,700	307,500	337,900	383,900	427,900	484,500	546,000
	10	155,100	210,700	244,700	281,700	309,800	340,200	386,600	430,000	487,600	547,800
	11	156,400	212,500	246,300	283,800	312,000	342,200	389,200	432,100	490,600	549,600
	12	157,700	214,300	247,700	285,800	314,300	344,400	391,900	434,200	493,800	551,500
	13	159,000	215,700	249,200	287,800	316,500	346,200	394,300	435,900	496,500	553,200
	14	160,500	217,500	250,700	289,900	318,600	348,200	396,600	437,700	498,800	554,600
	15	162,000	219,200	252,100	291,900	320,800	350,200	398,800	439,700	501,100	555,900
	16	163,700	221,000	253,500	293,900	322,900	352,200	401,200	441,700	503,400	557,100
	17	165,000	222,700	255,000	295,800	324,800	353,900	403,000	443,600	505,500	558,400
	18	166,500	224,400	256,600	297,800	326,800	355,900	405,100	445,400	506,900	559,400
	19	168,000	226,000	258,300	299,900	328,800	357,700	407,000	447,300	508,400	560,300
	20	169,500	227,600	260,100	301,900	330,800	359,600	408,800	449,000	509,800	561,200
	21	170,900	229,000	261,700	303,800	332,500	361,600	410,700	450,800	511,000	562,100
	22	173,600	230,800	263,500	305,900	334,600	363,500	412,500	452,300	512,400	
	23	176,200	232,400	265,200	307,900	336,600	365,500	414,300	453,700	514,000	
	24	178,800	234,000	266,900	310,000	338,800	367,400	416,200	455,200	515,500	
	25	181,500	235,100	268,800	311,700	340,200	369,400	418,000	456,600	516,600	
	26	183,200	236,600	270,700	313,800	342,100	371,300	419,500	457,900	517,700	
	27	184,800	238,000	272,500	315,800	344,000	373,300	421,000	459,200	518,900	
	28	186,600	239,300	274,400	317,900	345,900	375,300	422,600	460,400	520,100	
	29	188,100	240,600	276,100	319,600	347,500	376,800	424,200	461,400	521,100	
	30	189,800	241,800	278,000	321,600	349,400	378,600	425,600	462,100	522,000	
	31	191,600	242,800	279,900	323,700	351,300	380,400	426,900	462,900	522,900	
	32	193,300	244,000	281,600	325,800	353,100	382,100	428,100	463,600	523,800	
	33	194,900	245,300	283,100	327,000	355,000	383,900	429,300	464,300	524,600	
	34	196,300	246,400	285,000	329,000	356,800	385,300	430,600	465,100	525,500	
	35	197,800	247,600	286,800	330,900	358,600	386,800	431,900	465,800	526,200	
	36	199,300	248,900	288,700	333,000	360,400	388,400	433,100	466,400	526,700	
	37	200,600	249,800	290,300	334,900	361,800	389,800	434,300	466,900	527,400	
	38	201,900	251,300	292,000	336,800	363,100	391,000	435,100	467,500	528,000	
	39	203,100	252,700	293,800	338,900	364,500	392,200	435,900	468,100	528,800	
	40	204,400	254,100	295,700	340,800	365,900	393,300	436,700	468,700	529,400	
	41	205,700	255,500	297,200	342,700	367,200	394,400	437,300	469,300	529,900	
	42	207,000	256,900	298,900	344,600	368,100	395,600	438,000	469,800		
	43	208,400	258,300	300,400	346,400	369,200	396,800	438,700	470,200		
	44	209,700	259,600	302,000	348,300	370,300	397,900	439,400	470,500		
	45	210,800	260,800	303,600	349,800	371,100	398,600	440,200	470,800		
	46	212,100	262,100	305,300	351,200	372,000	399,300	441,000	471,300		
	47	213,400	263,500	306,900	352,700	372,900	400,000	441,400	471,700		
	48	214,700	264,800	308,600	354,200	373,800	400,700	442,100	472,000		
	49	215,800	265,900	309,500	355,800	374,700	401,300	442,600	472,300		
	50	216,900	267,000	311,000	356,600	375,500	401,900	443,000	472,800		
	51	217,900	268,300	312,500	357,800	376,300	402,400	443,400	473,200		
	52	219,000	269,600	314,100	358,800	377,100	402,800	443,800	473,500		

	53	220,100	270,600	315,700	359,700	377,800	403,200	444,200	473,800
	54	221,100	271,700	317,400	360,900	378,500	403,500	444,600	
	55	222,000	273,100	319,000	361,800	379,200	403,900	445,000	
	56	223,000	274,400	320,500	362,900	379,900	404,200	445,300	
	57	223,400	275,300	322,000	363,800	380,400	404,500	445,600	
	58	224,300	276,300	323,200	364,500	381,000	404,800	446,000	
	59	225,100	277,200	324,400	365,200	381,600	405,100	446,300	
	60	225,900	278,300	325,600	365,900	382,400	405,400	446,600	
再任用 職員 以外の 職員	61	226,600	279,400	326,300	366,300	382,800	405,700	446,900	
	62	227,600	280,400	327,200	366,900	383,500	406,000	447,400	
	63	228,400	281,300	328,000	367,600	384,100	406,300	447,700	
	64	229,400	282,300	328,800	368,300	384,700	406,600	448,000	
	65	230,100	282,800	329,700	368,600	385,100	406,900	448,300	
	66	230,900	283,700	330,100	369,300	385,700	407,200		
	67	231,800	284,400	330,800	370,000	386,300	407,500		
	68	232,800	285,300	331,600	370,700	386,900	407,800		
	69	233,500	286,300	332,400	371,000	387,300	408,000		
	70	234,200	287,100	333,100	371,600	387,800	408,300		
	71	234,800	287,900	333,800	372,300	388,300	408,600		
72	235,600	288,700	334,500	372,900	388,900	408,900			
73	236,400	289,500	335,000	373,200	389,200	409,100			
74	237,100	290,000	335,600	373,800	389,600	409,400			
75	237,800	290,400	336,100	374,500	390,000	409,700			
76	238,400	290,900	336,700	375,100	390,400	409,900			
77	239,100	291,100	337,000	375,500	390,700	410,100			
78	239,900	291,400	337,500	376,000	391,000	410,400			
79	240,700	291,600	337,900	376,600	391,300	410,700			
80	241,400	292,000	338,500	377,100	391,600	410,900			
81	241,900	292,200	338,900	377,600	391,800	411,100			
82	242,600	292,400	339,400	378,200	392,100	411,400			
83	243,300	292,800	339,900	378,700	392,400	411,700			
84	244,000	293,100	340,400	379,000	392,600	411,900			
85	244,600	293,400	340,700	379,400	392,800	412,100			
86	245,300	293,700	341,100	379,900	393,100				
87	246,000	294,000	341,600	380,300	393,400				
88	246,700	294,400	342,000	380,700	393,600				
89	247,200	294,800	342,300	381,100	393,800				
90	247,700	295,200	342,700	381,600	394,100				
91	248,000	295,500	343,200	382,100	394,400				
92	248,400	295,900	343,600	382,500	394,600				
93	248,700	296,100	343,800	382,800	394,800				
94		296,300	344,200	383,300					
95		296,600	344,700	383,700					
96		297,000	345,100	384,100					
97		297,200	345,300	384,400					
98		297,500	345,700						
99		297,900	346,100						
100		298,300	346,400						
101		298,500	346,700						
102		298,800	347,100						
103		299,200	347,500						
104		299,500	347,900						
105		299,700	348,400						
106		300,000	348,800						
107		300,400	349,200						
108		300,700	349,600						
109		300,900	350,100						
110		301,300	350,500						
111		301,700	350,800						
112		302,000	351,100						

	113		302,200	351,600							
	114		302,400								
	115		302,700								
	116		303,100								
	117		303,300								
	118		303,500								
	119		303,800								
	120		304,100								
	121		304,500								
	122		304,700								
	123		305,000								
	124		305,300								
	125		305,600								
再任用 職員		188,600	216,200	256,400	275,900	291,000	316,600	358,400	391,700	443,000	523,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	168,500	184,300	210,900	250,700	294,200	320,800	349,200	383,700	424,700
	2	170,200	186,100	212,900	252,600	296,300	323,000	351,400	385,900	426,600
	3	172,000	187,900	214,900	254,400	298,400	325,300	353,700	387,800	428,500
	4	173,700	189,700	216,900	256,200	300,700	327,400	355,900	389,900	430,400
	5	175,200	191,600	218,900	257,900	302,400	329,600	357,900	391,600	431,800
	6	177,100	193,900	220,700	259,700	304,600	331,800	360,100	393,600	433,500
	7	178,900	196,200	222,700	261,300	306,700	334,100	362,300	395,400	435,100
	8	180,800	198,500	224,600	263,000	308,900	336,300	364,500	397,200	436,600
	9	182,500	200,700	226,700	264,300	310,800	338,000	366,200	398,900	438,200
	10	184,200	203,300	228,500	265,900	313,000	340,400	368,400	400,900	439,900
	11	186,000	205,800	230,400	267,200	315,300	342,600	370,400	402,900	441,500
	12	187,700	208,400	232,200	268,500	317,500	344,900	372,600	405,100	443,100
	13	189,600	210,700	234,000	269,900	319,600	346,900	374,400	406,800	444,200
	14	191,700	212,500	235,900	271,300	321,900	349,000	376,500	408,900	445,800
	15	193,800	214,300	237,800	272,400	324,100	351,200	378,500	410,900	447,700
	16	195,900	216,100	239,700	273,800	326,300	353,300	380,600	413,000	449,500
	17	198,100	218,000	241,200	274,600	328,000	355,300	382,300	414,700	451,100
	18	200,500	219,700	243,000	276,000	330,300	357,300	384,300	416,400	452,900
	19	202,900	221,600	244,800	277,400	332,400	359,300	386,200	418,100	454,700
	20	205,300	223,400	246,600	278,800	334,700	361,500	388,200	419,700	456,400
	21	207,900	225,100	248,200	280,100	336,600	363,200	389,900	421,400	458,000
	22	209,700	226,900	249,600	281,500	338,700	365,200	392,000	423,000	459,700
	23	211,400	228,700	250,800	282,800	340,800	367,000	394,100	424,400	461,300
	24	213,200	230,600	252,200	284,300	342,800	369,100	396,100	426,000	463,100
	25	215,100	232,200	253,500	285,500	344,700	370,800	397,800	427,300	464,600
	26	216,800	233,900	254,700	287,300	346,800	372,800	399,800	428,700	466,000
	27	218,600	235,600	256,000	289,300	348,700	374,800	401,900	430,200	467,500
	28	220,300	237,300	257,200	291,300	350,700	376,800	404,100	431,800	468,800
	29	222,200	238,500	258,300	293,200	352,500	378,600	405,600	433,100	470,100
	30	224,000	240,300	259,400	295,300	354,600	380,700	407,400	434,800	470,800
	31	225,800	242,100	260,700	297,100	356,400	382,900	409,100	436,500	471,500
	32	227,600	243,900	261,800	299,000	358,500	384,900	410,800	438,100	472,200
	33	229,300	245,300	262,300	300,700	359,900	386,800	412,500	439,500	472,700
	34	231,000	246,800	263,500	302,500	362,000	388,900	414,000	441,200	473,500
	35	232,700	248,100	264,600	304,400	363,900	391,000	415,600	442,900	474,200
	36	234,400	249,500	265,800	306,200	366,000	392,900	417,100	444,500	474,800
	37	235,600	250,800	266,700	308,000	367,900	394,600	418,400	445,900	475,100
	38	237,400	252,200	267,900	309,900	370,000	396,100	419,900	446,600	475,700
	39	239,200	253,400	268,900	311,800	372,000	397,400	421,400	447,400	476,200
	40	241,000	254,600	269,900	313,500	374,000	398,800	422,900	448,100	476,700
	41	242,400	255,700	271,100	315,200	376,000	400,000	424,400	448,500	477,200
	42	243,800	256,900	272,400	317,100	378,100	401,100	425,800	449,100	477,600
	43	245,100	258,000	273,800	319,000	380,200	402,100	427,100	449,800	478,000
	44	246,300	259,100	275,000	320,900	382,300	403,100	428,300	450,400	478,400
	45	247,600	259,800	276,100	322,600	384,000	404,400	429,300	451,200	478,700
	46	248,700	260,900	277,600	324,500	385,700	405,600	430,000	451,900	479,100
	47	249,700	262,000	279,100	326,400	387,300	406,700	430,800	452,400	479,500
	48	250,600	263,200	280,600	328,200	389,000	407,900	431,600	452,900	479,900
	49	251,500	264,100	282,400	329,600	390,400	409,200	432,100	453,400	480,200
	50	252,600	265,300	284,100	331,200	391,400	410,000	432,500	453,700	480,600
	51	253,800	266,300	285,800	332,600	392,400	410,800	432,900	454,000	481,000
	52	254,900	267,400	287,300	334,300	393,400	411,500	433,200	454,400	481,400

	53	255,500	268,600	288,800	335,800	394,700	412,000	433,500	454,800	481,700
	54	256,700	269,500	290,600	337,500	395,800	412,700	433,900	455,000	482,100
	55	257,600	270,900	292,300	339,200	396,900	413,400	434,200	455,300	482,500
	56	258,800	272,100	294,000	341,000	398,100	414,000	434,500	455,500	482,900
	57	259,800	273,200	295,500	341,900	399,400	414,700	434,800	455,900	483,200
	58	260,800	274,800	297,200	343,600	400,200	415,100	435,100	456,100	
	59	261,600	276,200	299,000	345,200	401,000	415,700	435,400	456,300	
	60	262,600	277,700	300,800	346,800	401,700	416,300	435,700	456,500	
	61	263,700	279,300	302,200	348,400	402,200	416,700	436,000	456,900	
	62	264,600	280,900	304,000	350,100	402,900	417,300	436,300	457,100	
	63	265,700	282,500	305,800	351,800	403,700	417,800	436,600	457,300	
	64	266,600	284,000	307,500	353,500	404,400	418,300	436,900	457,500	
	65	267,700	285,400	308,800	355,100	404,700	418,800	437,200	457,900	
	66	268,900	286,800	310,500	356,700	405,400	419,400	437,500	458,100	
	67	270,100	288,300	311,900	358,300	406,100	419,800	437,800	458,300	
	68	271,200	289,700	313,600	359,900	406,700	420,300	438,100	458,500	
	69	272,400	291,200	315,000	361,200	407,100	420,700	438,300	458,900	
	70	273,900	292,700	316,500	362,600	407,600	421,000	438,600	459,100	
	71	275,300	294,300	317,800	363,900	408,200	421,300	438,900	459,300	
	72	276,600	296,000	319,300	365,300	408,700	421,600	439,200	459,500	
	73	277,800	297,200	320,000	366,500	409,200	421,900	439,400	459,900	
	74	279,200	298,600	321,600	367,700	409,600	422,200	439,700		
	75	280,600	300,100	323,100	369,000	410,100	422,500	440,000		
	76	281,800	301,600	324,800	370,300	410,600	422,800	440,300		
	77	282,900	302,500	326,600	371,600	411,100	423,000	440,500		
	78	284,100	304,000	328,300	372,800	411,600	423,300	440,800		
	79	285,300	305,200	329,900	374,000	412,200	423,600	441,100		
	80	286,300	306,700	331,500	375,200	412,700	423,900	441,400		
	81	287,400	308,000	333,200	376,400	413,100	424,100	441,600		
	82	288,600	309,400	334,900	377,600	413,700	424,400	441,900		
	83	289,900	310,500	336,500	378,700	414,200	424,700	442,200		
	84	291,200	311,900	338,300	379,900	414,400	424,900	442,500		
	85	292,300	312,800	339,700	381,000	414,700	425,100	442,700		
	86	293,500	314,300	341,200	381,600	415,200	425,500			
	87	294,400	315,600	342,700	382,200	415,500	425,800			
	88	295,700	317,200	344,200	382,800	415,800	426,000			
	89	296,700	318,700	345,500	383,400	416,100	426,200			
	90	297,900	320,200	346,700	384,000	416,500	426,500			
	91	299,000	321,600	348,000	384,600	416,900	426,800			
	92	300,200	323,100	349,300	385,200	417,300	427,000			
	93	300,700	324,400	350,700	385,500	417,600	427,200			
	94	302,000	325,700	352,200	386,000	418,000				
	95	303,100	327,100	353,700	386,600	418,400				
	96	304,400	328,400	355,200	387,100	418,800				
	97	305,500	329,600	356,500	387,500	419,100				
	98	306,700	330,900	357,700	387,900	419,500				
	99	307,900	332,200	358,800	388,500	419,900				
	100	309,100	333,500	360,100	389,000	420,300				
	101	310,300	334,900	361,200	389,400	420,600				
	102	311,300	335,800	362,300	389,900	421,000				
	103	312,400	336,900	363,400	390,500	421,400				
	104	313,400	338,200	364,600	391,000	421,800				
	105	314,200	339,300	365,800	391,300	422,100				
	106	314,800	340,400	366,300	391,700	422,500				
	107	315,400	341,400	366,900	392,200	422,900				
	108	316,100	342,500	367,500	392,500	423,300				
	109	316,700	343,700	368,100	392,800	423,600				
	110	317,200	344,700	368,600	393,300					
	111	317,700	345,700	369,100	393,800					
	112	318,300	346,600	369,600	394,300					



	113	319,100	347,500	370,000	394,600					
	114	319,800	348,400	370,400	395,100					
	115	320,500	349,400	371,000	395,600					
	116	321,200	350,400	371,500	396,100					
	117	321,800	351,400	371,900	396,400					
	118	322,600	351,900	372,400	396,900					
	119	323,300	352,500	373,000	397,400					
	120	324,100	353,100	373,500	397,900					
	121	324,700	353,400	373,700	398,300					
	122	325,000	353,800	374,200	398,800					
	123	325,500	354,300	374,700	399,200					
	124	326,000	354,700	375,100	399,700					
	125	326,300	355,100	375,600	400,100					
	126		355,500	376,100	400,600					
	127		356,000	376,600	401,000					
	128		356,400	377,100	401,500					
	129		356,800	377,400	401,900					
	130		357,200	377,900	402,400					
	131		357,600	378,400	402,800					
	132		358,000	378,900	403,300					
	133		358,200	379,200	403,800					
	134		358,700	379,700						
	135		359,100	380,100						
	136		359,400	380,500						
	137		359,700	380,800						
	138		360,200	381,300						
	139		360,700	381,900						
	140		361,200	382,400						
	141		361,500	382,700						
	142		362,000							
	143		362,500							
	144		363,000							
	145		363,300							
再任用 職員		242,600	254,400	258,500	289,900	306,500	320,700	344,400	379,600	411,400

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	158,600	203,200	331,700	418,800
	2	160,100	204,900	333,900	420,600
	3	161,600	206,500	336,200	422,400
	4	163,100	208,300	338,400	424,100
	5	164,900	210,100	340,600	425,700
	6	166,800	211,700	342,800	427,200
	7	168,600	213,400	345,100	429,100
	8	170,400	215,000	347,400	431,000
	9	172,200	216,800	349,100	432,800
	10	174,300	218,700	351,200	434,600
	11	176,300	220,600	353,300	436,500
	12	178,300	222,500	355,400	438,300
	13	180,300	224,000	357,500	440,000
	14	182,500	226,000	359,500	441,900
	15	184,700	228,000	361,600	443,700
	16	187,000	230,100	363,600	445,600
	17	189,300	231,900	365,200	447,400
	18	191,900	234,600	367,100	449,200
	19	194,400	237,300	368,900	451,000
	20	196,900	240,000	370,900	452,800
	21	199,400	242,600	372,500	454,400
	22	201,100	245,400	374,400	456,100
	23	202,800	248,000	376,200	458,000
	24	204,500	250,700	378,100	459,700
	25	206,000	253,300	379,400	461,400
	26	207,600	255,800	381,200	463,000
	27	209,300	258,300	383,100	464,600
	28	210,900	260,600	385,000	466,100
	29	212,400	263,200	386,800	467,600
	30	214,100	265,600	388,700	468,900
	31	215,800	267,800	390,600	470,300
	32	217,500	270,000	392,600	471,600
	33	219,000	272,100	394,300	472,800
	34	220,800	274,400	396,000	473,500
	35	222,600	276,600	397,600	474,200
	36	224,400	278,600	399,400	474,900
	37	225,900	280,900	400,600	475,500
	38	227,700	282,900	402,100	476,200
	39	229,600	284,800	403,500	476,900
	40	231,400	286,800	405,000	477,600
	41	233,100	288,600	406,700	478,200
	42	234,800	291,000	408,100	478,900
	43	236,400	293,300	409,400	479,600
	44	238,000	295,900	410,900	480,300
	45	239,400	297,900	412,500	480,900
	46	240,800	300,400	413,800	481,600
	47	242,100	302,700	415,300	482,300
	48	243,300	305,400	416,900	483,000
	49	244,700	307,800	418,600	483,600
	50	246,200	310,200	420,000	484,300
	51	247,400	312,700	421,600	485,000
	52	248,900	315,000	423,100	485,700

	53	250,100	317,300	424,800	486,300
	54	251,400	319,500	426,400	487,000
	55	252,800	321,600	428,000	487,700
	56	253,900	323,800	429,600	488,400
	57	255,200	325,700	431,100	489,000
	58	256,300	327,800	432,600	489,700
	59	257,400	329,900	433,800	490,400
	60	258,600	331,900	435,000	491,200
	61	259,900	334,000	436,200	491,800
	62	261,000	336,100	437,500	
	63	262,400	338,400	438,800	
	64	263,500	340,600	440,000	
	65	264,800	342,300	441,200	
	66	266,300	344,500	442,400	
	67	267,800	346,500	443,600	
	68	269,500	348,700	444,800	
	69	270,900	350,500	446,000	
	70	272,300	352,400	447,300	
	71	273,800	354,400	448,500	
	72	275,200	356,400	449,700	
	73	276,300	358,000	450,800	
	74	277,700	359,900	451,400	
	75	279,100	361,800	451,900	
	76	280,300	363,700	452,400	
	77	281,500	365,500	452,900	
	78	282,700	367,200	453,500	
	79	283,900	368,900	454,000	
再任用 職員 以外の 職員	80	285,100	370,500	454,500	
	81	286,200	372,000	455,000	
	82	287,400	373,500	455,600	
	83	288,600	375,000	456,100	
	84	289,800	376,400	456,600	
	85	290,800	377,500	457,100	
	86	291,900	378,900	457,700	
	87	292,900	380,300	458,200	
	88	294,100	381,600	458,700	
	89	295,300	383,000	459,200	
	90	296,400	384,300	459,800	
	91	297,600	385,500	460,300	
	92	298,800	386,800	460,800	
	93	299,300	388,100	461,300	
	94	300,300	389,200		
	95	301,400	390,500		
	96	302,600	391,700		
	97	303,600	393,100		
	98	304,700	394,100		
	99	305,700	395,200		
	100	306,800	396,200		
	101	307,700	397,100		
	102	308,800	398,100		
	103	309,900	399,200		
	104	310,900	400,300		
	105	311,500	401,000		
	106	312,400	401,900		
	107	313,200	402,800		
	108	314,000	403,800		
	109	314,900	404,600		
	110	315,300	405,500		
	111	315,700	406,300		
	112	316,200	407,100		

113	316,900	407,700		
114	317,300	408,400		
115	317,800	409,100		
116	318,300	409,800		
117	318,900	410,400		
118	319,400	410,900		
119	319,800	411,300		
120	320,300	411,700		
121	320,800	412,100		
122	321,200	412,400		
123	321,700	412,700		
124	322,200	412,900		
125	322,800	413,100		
126	323,100	413,400		
127	323,400	413,700		
128	323,700	413,900		
129	323,900	414,100		
130	324,200	414,400		
131	324,500	414,700		
132	324,800	414,900		
133	325,000	415,100		
134	325,200	415,400		
135	325,400	415,700		
136	325,700	415,900		
137	326,000	416,100		
138	326,200	416,400		
139	326,500	416,700		
140	326,800	416,900		
141	327,000	417,100		
142	327,200	417,400		
143	327,500	417,700		
144	327,700	417,900		
145	328,000	418,100		
146	328,200	418,400		
147	328,500	418,700		
148	328,800	418,900		
149	329,000	419,100		
150	329,200	419,400		
151	329,500	419,700		
152	329,800	419,900		
153	330,000	420,100		
154	330,200			
155	330,500			
156	330,800			
157	331,000			
158	331,200			
159	331,500			
160	331,800			
161	332,000			
再任用 職員	235,100	275,600	332,600	417,100

備考(一) この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	158,600	174,700	263,600	292,600	408,600
	2	160,100	176,800	266,100	295,300	410,100
	3	161,600	178,900	268,400	298,200	411,600
	4	163,100	181,100	270,700	300,700	413,100
	5	164,900	183,100	273,300	303,200	414,500
	6	166,800	185,300	275,700	305,600	415,900
	7	168,600	187,600	277,900	307,900	417,400
	8	170,400	189,800	280,100	310,300	419,000
	9	172,200	192,100	282,300	312,700	420,400
	10	174,300	194,900	284,600	315,300	421,800
	11	176,300	197,600	287,000	318,100	423,200
	12	178,300	200,300	289,200	321,000	424,500
	13	180,300	203,200	291,600	323,400	425,900
	14	182,500	204,900	293,700	325,400	427,300
	15	184,700	206,500	295,700	327,400	428,700
	16	187,000	208,300	297,700	329,700	430,100
	17	189,300	210,100	299,800	331,700	431,300
	18	191,900	211,700	302,300	333,900	432,600
	19	194,400	213,400	304,800	336,200	433,800
	20	196,900	215,000	307,500	338,400	435,100
	21	199,400	216,800	309,700	340,600	436,200
	22	201,100	218,700	312,300	342,800	437,400
	23	202,800	220,600	314,600	345,100	438,700
	24	204,500	222,500	317,400	347,400	440,000
	25	206,000	224,000	320,000	349,100	441,300
	26	207,500	226,000	322,300	350,900	442,500
	27	209,100	228,000	324,700	352,800	443,500
	28	210,600	230,100	326,900	354,700	444,600
	29	212,300	231,900	329,100	356,500	445,800
	30	214,000	234,600	331,100	358,300	446,600
	31	215,700	237,300	333,300	360,100	447,500
	32	217,400	240,000	335,500	362,000	448,400
	33	218,800	242,600	337,300	363,300	449,300
	34	220,500	245,400	339,500	365,000	449,800
	35	222,200	248,000	341,600	366,500	450,300
	36	223,900	250,700	343,600	368,300	450,800
	37	225,300	253,300	345,600	370,200	451,300
	38	227,000	255,800	347,500	371,700	451,800
	39	228,700	258,300	349,500	373,000	452,300
	40	230,500	260,600	351,400	374,600	452,800
	41	232,100	263,200	352,900	375,700	453,300
	42	233,800	265,600	354,700	377,100	453,800
	43	235,400	267,800	356,300	378,500	454,300
	44	237,000	270,000	358,000	380,000	454,800
	45	238,700	272,100	359,800	381,400	455,300
	46	240,200	274,400	361,600	383,100	455,800
	47	241,500	276,600	362,900	384,700	456,300
	48	242,900	278,600	364,500	386,200	456,800
	49	244,100	280,900	365,700	387,600	457,300
	50	245,500	282,900	367,200	389,100	457,800
	51	247,000	284,800	368,800	390,600	458,300
	52	248,200	286,800	370,400	392,000	458,800

	53	249,300	288,600	371,800	393,200	459,300
	54	250,700	291,000	373,300	394,500	459,800
	55	252,000	293,300	374,800	395,600	460,300
	56	253,200	295,900	376,300	396,700	460,800
	57	254,400	297,900	377,800	398,100	461,300
	58	255,600	300,400	379,200	399,300	461,800
	59	256,700	302,700	380,600	400,500	462,300
	60	257,900	305,400	382,000	401,800	462,800
	61	259,300	307,800	382,900	403,000	463,300
	62	260,300	310,200	384,100	404,100	
	63	261,500	312,700	385,300	405,500	
	64	262,400	315,000	386,400	406,800	
	65	263,400	317,300	387,300	408,000	
	66	264,800	319,500	388,500	409,100	
	67	266,200	321,600	389,500	410,300	
	68	267,600	323,800	390,600	411,400	
	69	269,200	325,700	391,800	412,400	
	70	270,700	327,800	392,800	413,600	
	71	272,200	329,900	393,900	414,800	
	72	273,700	331,900	395,100	416,000	
	73	274,700	334,000	396,100	416,600	
	74	275,900	336,100	397,200	417,400	
	75	277,200	338,400	398,300	418,100	
	76	278,400	340,600	399,400	418,600	
	77	279,600	342,300	400,300	418,900	
	78	280,700	344,200	401,200	419,300	
	79	281,900	345,900	402,200	419,700	
	80	283,100	347,700	403,200	420,100	
再任用 職員 以外の 職員	81	284,300	349,500	404,100	420,400	
	82	285,200	351,300	404,900	420,800	
	83	286,400	352,700	405,600	421,200	
	84	287,600	354,500	406,400	421,500	
	85	288,500	355,700	407,100	421,800	
	86	289,400	357,300	407,900	422,200	
	87	290,100	358,800	408,600	422,600	
	88	291,100	360,400	409,300	422,900	
	89	292,100	361,700	409,900	423,200	
	90	293,000	363,000	410,600	423,500	
	91	293,900	364,400	411,100	423,800	
	92	294,800	365,800	411,800	424,000	
93	295,100	367,300	412,200	424,200		
94	295,800	368,600	412,600	424,500		
95	296,500	369,900	412,900	424,800		
96	297,300	371,100	413,200	425,000		
97	298,100	372,100	413,500	425,200		
98	298,900	373,100	413,800	425,600		
99	299,700	374,100	414,100	425,900		
100	300,400	375,100	414,300	426,100		
101	301,300	376,000	414,500	426,300		
102	301,800	377,000	414,800	426,600		
103	302,300	378,000	415,100	426,900		
104	302,800	379,000	415,300	427,100		
105	303,000	379,800	415,500	427,300		
106	303,400	380,700	415,800			
107	303,700	381,600	416,100			
108	303,900	382,700	416,300			
109	304,100	383,500	416,500			
110	304,300	384,500				
111	304,600	385,500				
112	304,900	386,500				

113	305,100	387,100			
114	305,300	388,000			
115	305,500	388,900			
116	305,800	389,800			
117	306,100	390,600			
118	306,400	391,300			
119	306,700	392,100			
120	307,000	392,900			
121	307,200	393,500			
122	307,400	394,300			
123	307,600	395,000			
124	307,900	395,700			
125	308,200	396,300			
126		397,000			
127		397,500			
128		398,100			
129		398,800			
130		399,400			
131		399,900			
132		400,400			
133		400,700			
134		401,000			
135		401,300			
136		401,600			
137		401,900			
138		402,200			
139		402,500			
140		402,800			
141		403,100			
142		403,400			
143		403,800			
144		404,100			
145		404,300			
146		404,600			
147		404,900			
148		405,100			
149		405,300			
150		405,600			
151		405,900			
152		406,100			
153		406,300			
154		406,600			
155		406,900			
156		407,100			
157		407,300			
158		407,600			
159		407,900			
160		408,100			
161		408,300			
162		408,600			
163		408,900			
164		409,100			
165		409,300			
再任用 職員	226,200	272,300	299,500	325,900	407,100

備考(一) この表は、中学校又は小学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(三)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	182,000	217,000	276,600	347,400	479,200
	2	184,500	219,100	279,600	350,400	481,400
	3	187,200	221,100	282,400	353,500	483,600
	4	189,900	223,200	285,200	356,800	485,700
	5	192,600	225,100	288,000	359,600	487,600
	6	195,400	227,100	290,600	361,800	489,500
	7	198,200	229,300	292,900	364,100	491,500
	8	201,100	231,300	295,400	366,700	493,400
	9	204,000	233,500	297,800	369,000	495,400
	10	207,000	235,900	300,400	371,200	497,400
	11	210,000	238,300	302,800	373,500	499,300
	12	212,900	240,700	305,400	375,600	501,200
	13	215,600	242,700	307,600	377,600	502,900
	14	217,300	245,000	309,600	380,100	504,700
	15	219,100	247,300	311,700	382,700	506,500
	16	220,800	249,600	313,600	385,100	508,400
	17	222,500	251,900	316,000	387,000	510,100
	18	224,200	255,000	318,700	389,300	511,800
	19	226,000	258,100	321,100	391,600	513,700
	20	227,600	261,200	323,500	393,900	515,600
	21	229,600	264,000	325,900	396,300	517,200
	22	231,500	267,000	328,800	398,800	518,800
	23	233,500	269,900	331,500	401,500	520,400
	24	235,500	272,900	334,600	404,200	521,900
	25	237,100	275,700	337,300	406,500	523,400
	26	239,100	278,300	340,200	409,000	524,800
	27	241,000	280,800	342,900	411,300	526,200
	28	243,000	283,500	345,800	413,800	527,500
	29	244,700	286,300	348,600	415,600	528,600
	30	246,600	288,500	351,100	418,100	529,600
	31	248,600	290,500	353,700	420,400	530,600
	32	250,600	292,700	356,100	422,800	531,600
	33	252,500	294,700	358,500	424,400	532,400
	34	254,500	296,800	360,800	426,800	533,200
	35	256,400	299,000	363,100	429,000	534,100
	36	258,300	301,000	365,200	431,300	535,100
	37	259,700	303,000	367,200	433,300	535,900
	38	261,400	304,900	369,300	435,500	536,800
	39	262,900	306,600	371,500	437,800	537,400
	40	264,500	308,400	373,700	440,100	537,900
	41	266,100	310,100	375,900	442,500	538,500
	42	267,300	312,300	377,900	444,700	539,200
	43	268,200	314,400	380,000	447,100	539,900
	44	269,300	316,900	382,200	449,600	540,400
	45	270,200	318,900	383,700	451,700	540,900
	46	271,100	321,000	385,700	453,700	541,600
	47	271,900	323,200	387,500	455,800	542,200
	48	272,800	325,700	389,500	458,000	542,800
	49	273,700	328,000	390,400	460,200	543,300
	50	274,400	330,400	392,200	462,300	
	51	275,100	332,700	393,800	464,600	
	52	275,900	334,800	395,600	466,800	



	53	276,800	337,000	396,600	468,600
	54	277,600	339,100	398,200	470,300
	55	278,500	341,000	399,700	472,000
	56	279,400	342,800	401,400	473,800
	57	280,200	344,500	402,700	475,200
	58	281,500	346,400	404,500	476,300
	59	282,600	348,100	406,100	477,400
	60	284,000	350,100	407,700	478,500
	61	285,100	351,900	409,000	479,600
	62	286,500	353,700	410,600	480,700
	63	287,800	355,600	412,100	481,800
	64	289,000	357,400	413,700	482,900
	65	290,100	359,100	415,100	483,900
	66	291,400	361,100	416,100	485,000
	67	292,700	362,800	417,100	486,000
	68	294,000	364,600	418,000	487,100
再任用 職員 以外の 職員	69	295,200	366,100	419,000	488,000
	70	296,100	367,800	420,000	489,000
	71	297,100	369,500	421,100	490,000
	72	298,100	371,200	422,000	491,200
	73	299,200	372,500	422,700	492,100
	74	300,200	374,100	423,500	493,100
	75	301,300	375,500	424,500	494,100
	76	302,400	377,100	425,600	495,100
	77	303,100	378,700	426,600	496,000
	78	304,000	380,400	427,600	496,800
	79	304,800	382,100	428,600	497,700
	80	305,700	383,700	429,500	498,600
	81	306,400	385,200	430,200	499,400
	82	307,300	386,700	431,100	500,200
83	308,200	388,200	432,000	501,000	
84	309,100	389,800	432,800	501,800	
85	309,500	390,800	433,700	502,300	
86	310,200	392,100	434,500	503,000	
87	310,900	393,500	435,300	503,800	
88	311,800	394,800	436,200	504,600	
89	312,700	396,200	436,900	505,300	
90	313,500	397,300	437,400	506,100	
91	314,300	398,400	438,000	506,700	
92	315,000	399,600	438,400	507,100	
93	315,700	400,400	438,900	507,600	
94	316,500	401,500	439,400	508,200	
95	317,200	402,600	439,800	508,700	
96	317,900	403,700	440,200	509,200	
97	318,300	404,600	440,400	509,600	
98	318,700	405,600	440,800		
99	319,100	406,600	441,100		
100	319,500	407,500	441,400		
101	319,800	408,300	441,700		
102	320,200	409,300	442,000		
103	320,500	410,300	442,300		
104	320,900	411,300	442,600		
105	321,400	411,900	442,800		
106	321,800	412,600	443,100		
107	322,300	413,300	443,400		
108	322,800	413,900	443,600		
109	323,200	414,400	443,800		
110	323,700	414,800	444,100		
111	324,100	415,100	444,400		
112	324,600	415,400	444,600		

	113	324,900	415,600	444,800		
	114	325,400	415,900			
	115	325,800	416,200			
	116	326,300	416,500			
	117	326,600	416,700			
	118	327,000	417,000			
	119	327,500	417,300			
	120	328,000	417,500			
	121	328,200	417,700			
	122	328,600	418,000			
	123	329,100	418,300			
	124	329,400	418,500			
	125	329,600	418,700			
	126	329,900				
	127	330,400				
	128	330,900				
	129	331,100				
	130	331,500				
	131	332,000				
	132	332,400				
	133	332,600				
	134	333,000				
	135	333,500				
	136	333,700				
	137	334,000				
	138	334,400				
	139	334,800				
	140	335,200				
	141	335,700				
再任用 職員		248,800	294,700	312,100	377,300	471,200

備考 この表は、看護専門学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	145,000	194,900	281,500	333,000	390,600	525,700
	2	146,100	197,500	283,900	335,200	393,500	528,800
	3	147,300	199,900	286,300	337,400	396,100	531,900
	4	148,400	202,300	288,700	339,500	398,900	535,100
	5	149,500	204,800	291,000	341,300	401,000	538,200
	6	150,800	207,100	293,200	343,400	403,800	540,600
	7	152,100	209,500	295,300	345,500	406,500	543,000
	8	153,400	211,700	297,300	347,500	409,200	545,400
	9	154,500	213,800	299,400	349,200	411,700	547,800
	10	156,200	216,100	302,000	351,200	414,300	549,500
	11	157,800	218,600	304,600	353,300	417,000	551,400
	12	159,400	220,900	307,400	355,200	419,800	553,300
	13	160,900	222,900	309,500	357,200	422,400	555,000
	14	162,800	225,300	312,100	359,100	425,100	556,400
	15	164,800	227,700	314,600	361,000	428,000	557,600
	16	166,800	230,200	317,500	362,900	430,700	558,600
	17	168,600	232,400	320,100	364,600	433,200	559,700
	18	170,800	235,200	322,300	366,500	435,800	560,400
	19	173,000	238,100	324,500	368,200	438,300	561,000
	20	175,100	241,000	326,600	370,200	440,900	561,600
	21	177,300	243,500	328,800	371,700	443,400	562,300
	22	179,700	246,200	330,800	373,700	446,000	
	23	182,000	248,700	332,800	375,400	448,700	
	24	184,300	251,500	334,800	377,300	451,200	
	25	186,500	254,200	336,700	378,700	453,400	
	26	188,700	256,600	338,700	380,400	455,700	
	27	190,800	258,900	340,500	382,400	458,200	
	28	192,900	261,100	342,300	384,300	460,700	
	29	195,000	263,700	344,200	386,000	463,200	
	30	196,600	265,900	345,900	387,900	465,700	
	31	198,400	267,800	347,400	389,800	468,200	
	32	200,100	269,900	349,100	391,700	470,800	
	33	201,900	271,600	350,300	393,300	473,100	
	34	203,800	273,700	351,700	395,100	475,500	
	35	205,700	275,800	353,000	396,700	477,900	
	36	207,700	277,700	354,500	398,500	480,400	
	37	209,200	279,600	355,700	399,700	482,800	
	38	211,100	281,100	357,100	401,200	485,300	
	39	213,000	282,300	358,300	402,600	487,700	
	40	214,900	283,800	359,700	404,100	490,200	
	41	216,700	285,200	360,500	405,500	492,600	
	42	218,600	286,100	361,600	406,800	494,800	
	43	220,500	287,100	362,800	408,300	497,000	
	44	222,400	288,100	363,900	409,900	499,200	
	45	224,100	288,800	365,000	411,300	500,900	
	46	226,000	290,000	366,200	412,500	502,400	
	47	227,800	291,200	367,500	414,100	504,000	
	48	229,700	292,400	368,600	415,700	505,500	
	49	231,400	293,700	369,700	417,000	507,200	
	50	233,200	295,100	371,000	418,400	508,600	
	51	234,900	296,200	372,300	419,900	510,000	
	52	236,600	297,300	373,600	421,300	511,500	

	53	238,000	298,500	374,300	422,700	512,600
	54	239,800	299,700	375,300	424,100	513,900
	55	241,500	301,000	376,200	425,600	515,100
	56	243,100	302,100	377,200	427,000	516,300
	57	244,300	302,900	378,000	428,100	517,200
	58	245,500	304,000	378,800	429,400	518,200
	59	246,500	305,200	379,500	430,800	519,200
再任用 職員 以外の 職員	60	247,600	306,300	380,200	432,100	520,200
	61	248,700	307,200	380,800	432,900	521,300
	62	249,800	308,300	381,500	433,800	522,200
	63	250,700	309,400	382,500	434,800	522,900
	64	251,900	310,500	383,400	435,700	523,600
	65	253,100	311,300	384,000	436,600	524,400
	66	254,100	312,400	384,800	437,400	525,200
	67	255,200	313,300	385,600	438,000	526,000
	68	256,100	314,300	386,400	438,800	526,800
	69	257,000	315,300	387,000	439,200	527,500
	70	258,400	316,400	387,700	439,800	528,300
	71	259,900	317,500	388,400	440,300	529,100
	72	261,200	318,600	389,100	440,800	529,900
	73	262,600	319,100	389,800	441,300	530,600
	74	264,000	320,100	390,400	441,900	531,400
	75	265,400	321,200	391,000	442,400	532,200
	76	266,500	322,300	391,700	442,900	533,000
	77	267,600	323,400	392,400	443,400	533,700
	78	268,800	324,400	393,000	444,000	
	79	270,100	325,300	393,600	444,500	
	80	271,200	326,200	394,200	445,000	
	81	272,400	327,300	394,800	445,500	
	82	273,800	328,100	395,400	446,100	
	83	275,100	328,800	396,000	446,600	
	84	276,300	329,600	396,600	447,100	
	85	277,400	330,100	397,100	447,700	
	86	278,500	330,600	397,600	448,300	
	87	279,800	331,100	398,100	448,800	
	88	281,000	331,600	398,800	449,300	
	89	281,800	331,900	399,200	449,800	
	90	283,000	332,400	399,700		
	91	284,000	332,900	400,200		
	92	285,200	333,400	400,900		
	93	286,100	333,700	401,300		
	94	287,100	334,100	401,800		
	95	288,100	334,600	402,300		
	96	289,100	335,100	403,000		
	97	289,400	335,600	403,400		
	98	290,300	336,100	404,000		
	99	291,000	336,600	404,500		
	100	291,900	337,100	405,200		
	101	292,800	337,600	405,600		
	102	293,500	338,200	406,100		
	103	294,200	338,700	406,600		
	104	295,000	339,200	407,300		
	105	295,700	339,700	407,700		
	106	296,200	340,100	408,200		
	107	296,700	340,600	408,700		
	108	297,200	341,000	409,400		
	109	297,400	341,500	409,800		
	110	297,800	341,900	410,300		
	111	298,100	342,400	410,800		
	112	298,400	342,800	411,500		

	113	298,700	343,300	411,900			
	114	299,000	343,700				
	115	299,300	344,200				
	116	299,600	344,600				
	117	299,900	345,100				
	118	300,300	345,500				
	119	300,600	345,900				
	120	301,000	346,300				
	121	301,300	346,700				
再任用 職員		218,500	259,900	284,800	327,400	386,200	525,500

備考 この表は、研究所等で人事委員会規則で定めるもの（以下「研究所等」という。）に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	249,000	334,600	399,700	473,900	569,100
	2	251,600	337,600	402,600	476,200	572,200
	3	254,100	340,600	405,600	478,400	575,300
	4	256,600	343,600	408,400	480,700	578,500
	5	258,800	346,300	411,000	482,900	581,400
	6	262,600	349,600	413,700	485,100	583,800
	7	266,400	352,700	416,500	487,300	586,200
	8	270,200	355,800	419,200	489,500	588,600
	9	273,900	358,600	421,400	491,600	590,800
	10	277,900	361,600	424,100	493,700	592,300
	11	281,900	364,700	426,800	495,800	593,800
	12	285,900	367,900	429,500	497,900	595,300
	13	289,700	370,800	431,900	500,000	596,800
	14	293,700	374,400	434,400	502,100	597,900
	15	297,700	377,600	436,800	504,200	599,000
	16	301,600	381,300	439,300	506,300	600,000
	17	305,300	385,000	441,300	508,400	601,200
	18	308,900	387,700	443,700	510,400	602,200
	19	312,400	390,500	446,000	512,400	603,200
	20	316,000	393,200	448,500	514,500	604,200
	21	319,700	396,000	450,000	516,300	605,200
	22	323,400	398,600	452,400	518,100	
	23	326,900	401,200	454,700	520,000	
	24	330,400	403,700	457,000	521,900	
	25	333,900	405,700	459,000	523,600	
	26	336,700	408,000	461,300	525,400	
	27	339,400	410,200	463,500	527,200	
	28	342,000	412,500	465,800	529,000	
	29	344,800	414,800	467,900	530,600	
	30	346,900	416,900	470,300	532,400	
	31	349,100	418,900	472,600	534,200	
	32	351,500	421,000	474,800	536,100	
	33	353,700	422,900	476,800	537,700	
	34	356,100	424,700	478,900	539,500	
	35	358,300	426,600	481,000	541,200	
	36	360,900	428,600	483,100	543,000	
	37	363,100	430,500	485,200	544,600	
	38	365,500	432,500	487,000	546,200	
	39	367,900	434,400	488,800	547,600	
	40	370,100	436,400	490,600	549,200	
	41	372,400	438,200	492,400	550,700	
	42	373,800	440,000	494,200	552,100	
	43	375,300	441,700	496,000	553,500	
	44	376,700	443,500	497,800	554,800	
	45	377,900	445,300	499,400	556,000	
	46	379,300	447,100	501,100	557,100	
	47	380,800	449,000	502,900	558,100	
再任用 職員 以外の 職員	48	382,400	450,700	504,700	559,100	
	49	383,500	452,500	506,300	560,100	
	50	384,500	454,200	507,600	561,000	
	51	385,500	456,000	508,900	561,900	
	52	386,300	457,800	510,200	562,800	

53	387,200	459,700	511,200	563,600	
54	388,100	460,900	512,500	564,500	
55	388,800	462,100	513,900	565,400	
56	389,700	463,300	515,200	566,300	
57	390,400	464,500	516,200	567,200	
58	391,300	465,500	517,000	568,100	
59	392,100	466,500	517,800	569,000	
60	392,900	467,500	518,600	569,700	
61	393,400	468,300	519,500	570,600	
62	393,900	469,100	520,300	571,500	
63	394,300	469,800	521,200	572,400	
64	394,800	470,500	522,000	573,300	
65	395,100	471,200	522,900	574,200	
66		471,900	523,800	575,100	
67		472,600	524,500	576,000	
68		473,200	525,400	576,900	
69		473,500	526,300	577,800	
70		474,200	527,100	578,800	
71		474,900	528,000	579,700	
72		475,600	528,900	580,600	
73		476,000	529,700	581,500	
74		476,600	530,600	582,400	
75		477,300	531,500	583,300	
76		478,000	532,200	584,200	
77		478,400	533,000	585,100	
78		479,000	533,900	586,000	
79		479,600	534,900	586,900	
80		480,100	535,800	587,800	
81		480,700	536,600	588,700	
82		481,200	537,500		
83		481,700	538,400		
84		482,200	539,300		
85		482,600	540,100		
86		483,200	541,000		
87		483,600	541,900		
88		484,100	542,800		
89		484,600	543,600		
90		485,200			
91		485,800			
92		486,200			
93		486,700			
94		487,300			
95		487,900			
96		488,500			
97		489,000			
再任用 職員	297,600	340,200	394,800	468,100	568,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	149,700	187,800	223,100	249,200	281,200	328,500	372,800	439,200
	2	151,100	189,400	224,700	250,400	283,200	330,500	375,500	441,800
	3	152,500	191,000	226,300	251,700	285,400	332,700	378,100	444,300
	4	153,900	192,600	227,900	253,100	287,500	334,900	380,800	446,900
	5	155,100	194,100	229,400	254,300	289,600	336,700	383,300	449,400
	6	156,900	195,600	231,000	255,500	291,700	339,000	386,000	451,900
	7	158,600	197,200	232,500	256,700	293,800	341,000	388,600	454,400
	8	160,300	198,700	234,100	257,800	296,000	343,200	391,300	456,900
	9	162,000	200,300	235,200	259,100	298,000	345,000	393,400	459,300
	10	163,800	202,000	236,700	260,100	300,200	347,100	395,700	461,700
	11	165,500	203,600	238,100	261,100	302,300	349,200	397,900	464,300
	12	167,300	205,300	239,300	262,100	304,500	351,300	400,100	466,700
	13	168,800	206,700	240,900	263,400	306,500	352,800	402,200	469,300
	14	170,700	208,400	242,300	264,700	308,400	354,800	404,300	470,800
	15	172,700	210,000	243,500	266,300	310,500	356,700	406,300	472,100
	16	174,600	211,600	244,900	267,700	312,500	358,700	408,400	473,400
	17	176,500	213,000	245,800	269,200	314,500	360,600	410,200	474,600
	18	178,400	214,600	247,000	271,000	316,600	362,600	412,200	475,900
	19	180,200	216,300	248,200	272,900	318,700	364,600	414,100	477,200
	20	182,100	218,000	249,400	274,700	320,800	366,600	416,200	478,500
	21	184,000	219,300	250,800	276,500	322,600	368,400	418,000	479,700
	22	185,600	220,800	251,900	278,300	324,600	370,400	419,600	481,100
	23	187,100	222,200	252,900	280,100	326,400	372,500	421,200	482,500
	24	188,600	223,700	254,000	281,800	328,400	374,600	422,700	483,700
	25	190,200	225,100	255,200	283,600	330,100	376,000	424,200	485,100
	26	191,500	226,500	256,500	285,500	332,000	377,800	425,600	486,400
	27	193,000	227,800	257,900	287,400	334,000	379,600	426,900	487,800
	28	194,400	229,200	259,400	289,200	336,000	381,300	428,200	489,200
	29	195,900	230,500	260,800	290,900	337,300	383,200	429,500	490,600
	30	197,100	231,900	262,500	292,700	339,200	384,700	430,700	491,800
	31	198,400	233,400	264,200	294,600	340,900	386,300	431,900	492,900
	32	199,700	234,800	265,800	296,500	342,700	388,000	433,000	494,000
	33	201,100	235,900	267,200	298,200	344,400	389,300	434,200	495,100
	34	202,500	237,200	269,000	299,900	346,200	390,600	435,400	496,000
	35	203,800	238,200	270,700	301,700	348,100	391,900	436,600	496,900
	36	205,200	239,500	272,400	303,500	349,900	393,100	437,800	497,800
	37	206,300	240,900	274,000	304,800	351,700	394,200	439,100	498,800
	38	207,700	242,200	275,700	306,500	353,400	395,400	439,900	
	39	209,000	243,300	277,400	308,000	355,000	396,500	440,300	
	40	210,300	244,600	279,000	309,600	356,700	397,600	441,000	
	41	211,400	245,900	280,500	311,300	357,900	398,400	441,500	
	42	212,600	247,000	282,100	313,000	359,000	399,200	441,900	
	43	213,800	248,200	283,800	314,600	360,300	400,000	442,300	
	44	215,000	249,300	285,500	316,400	361,500	400,800	442,700	
	45	216,200	250,400	287,000	317,300	362,700	401,200	443,100	
	46	217,300	251,900	288,700	318,700	363,500	401,800	443,500	
	47	218,300	253,400	290,400	320,200	364,700	402,300	443,900	
	48	219,400	254,700	292,000	321,800	365,800	402,700	444,200	
	49	220,400	256,300	293,200	323,200	366,800	403,100	444,500	
	50	221,400	257,700	294,900	324,500	367,800	403,400	444,900	
	51	222,300	259,100	296,200	325,700	368,800	403,800	445,200	
	52	223,300	260,400	297,800	327,000	369,800	404,100	445,500	



再任用 職員 以外の 職員	53	223,700	261,500	299,100	328,100	370,600	404,400	445,800
	54	224,600	262,900	300,600	329,100	371,400	404,700	446,200
	55	225,300	264,300	302,000	330,200	372,300	405,000	446,500
	56	226,200	265,600	303,500	331,200	373,200	405,300	446,800
	57	226,900	266,400	304,500	331,700	373,700	405,600	447,100
	58	227,800	267,700	305,700	332,600	374,500	405,900	447,600
	59	228,500	269,000	306,900	333,400	375,300	406,200	447,900
	60	229,400	270,300	308,300	334,300	376,100	406,600	448,200
	61	230,300	271,200	309,600	335,100	376,500	406,800	448,500
	62	231,100	272,400	310,800	335,400	377,200	407,100	448,900
	63	232,000	273,800	312,100	336,000	377,900	407,400	449,200
	64	233,000	275,100	313,300	336,700	378,600	407,700	449,500
	65	233,600	275,900	314,700	337,300	379,000	407,900	449,800
	66	234,400	277,000	315,500	338,000	379,600	408,200	
	67	235,200	277,900	316,400	338,800	380,300	408,500	
	68	236,000	279,000	317,200	339,500	380,900	408,800	
	69	236,700	280,000	317,800	340,200	381,300	409,000	
	70	237,400	281,000	318,500	340,700	381,900	409,300	
	71	238,100	282,100	319,200	341,300	382,400	409,600	
	72	238,700	283,200	319,800	341,900	382,900	409,900	
	73	239,400	283,800	320,500	342,200	383,500	410,100	
	74	240,200	284,500	320,700	342,800	384,000	410,400	
	75	241,000	285,000	321,300	343,300	384,600	410,700	
	76	241,700	285,800	321,900	343,900	385,200	411,000	
	77	242,100	286,600	322,500	344,400	385,700	411,200	
	78	242,700	287,200	323,000	344,900	386,200	411,500	
	79	243,300	287,800	323,500	345,400	386,700	411,800	
	80	243,900	288,400	324,000	345,800	387,200	412,100	
	81	244,200	289,100	324,600	346,100	387,500	412,300	
	82	244,600	289,600	325,100	346,400	388,000	412,600	
	83	245,000	290,000	325,500	346,800	388,400	412,900	
	84	245,300	290,400	326,000	347,100	388,800	413,200	
	85	245,600	290,600	326,500	347,600	389,200	413,400	
	86		290,800	326,900	347,900	389,700	413,700	
	87		291,000	327,100	348,200	390,100	414,000	
	88		291,200	327,500	348,500	390,500	414,300	
	89		291,600	327,900	348,900	390,900	414,500	
	90		291,800	328,300	349,200	391,400		
	91		292,000	328,700	349,600	391,800		
	92		292,200	329,100	349,900	392,200		
	93		292,600	329,400	350,300	392,600		
	94		292,800	329,600	350,600			
	95		293,000	330,000	350,900			
	96		293,300	330,300	351,200			
	97		293,700	330,500	351,500			
	98		294,000	330,800	351,900			
	99		294,200	331,100	352,300			
	100		294,600	331,400	352,700			
	101		294,900	331,600	353,200			
	102		295,100	331,900	353,600			
	103		295,300	332,300	354,000			
	104		295,600	332,500	354,400			
	105		295,900	332,700	354,900			
	106			332,900				
	107			333,300				
	108			333,500				
	109			333,700				
	110			334,100				
	111			334,500				
	112			334,900				

	113			335,100					
再任用 職員		189,600	216,300	244,600	258,100	283,400	324,300	366,700	428,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,800	191,400	239,600	262,300	287,200	331,600	375,800
	2	165,200	193,500	241,400	263,300	289,000	333,700	378,400
	3	166,700	195,600	243,200	264,200	290,800	335,700	381,100
	4	168,100	197,600	245,000	265,300	292,700	337,900	383,800
	5	169,600	199,700	246,400	265,900	294,400	340,000	386,000
	6	171,100	202,000	247,700	266,900	296,300	342,100	388,400
	7	172,600	204,300	248,800	267,700	298,200	344,200	390,700
	8	174,100	206,600	250,100	268,700	300,000	346,300	393,000
	9	175,400	209,100	251,200	269,800	301,900	347,800	395,000
	10	177,100	210,500	252,300	270,600	303,800	349,800	397,100
	11	178,700	211,900	253,200	271,700	305,600	351,700	399,300
	12	180,200	213,100	254,100	273,000	307,500	353,700	401,600
	13	181,700	214,500	255,300	274,300	309,000	355,600	403,500
	14	183,700	215,900	256,400	275,500	310,600	357,700	405,600
	15	185,800	217,400	257,200	276,700	312,400	359,800	407,800
	16	187,800	218,600	258,200	278,100	314,200	361,900	410,000
	17	190,000	220,000	258,800	279,400	315,900	363,900	412,000
	18	192,100	221,500	259,700	280,800	317,600	365,900	414,200
	19	194,200	223,000	260,700	282,000	319,300	368,000	416,400
	20	196,300	224,500	261,600	283,300	321,000	370,100	418,500
	21	198,400	225,700	262,500	284,900	322,400	371,800	420,400
	22	200,600	227,400	263,500	286,500	323,900	373,900	422,300
	23	202,800	229,200	264,400	288,000	325,400	376,000	424,100
	24	205,000	230,900	265,400	289,400	326,900	378,000	426,100
	25	207,000	232,200	266,600	290,700	328,300	380,000	427,800
	26	208,400	233,900	267,700	292,500	329,700	381,600	429,400
	27	209,600	235,600	268,900	294,300	331,200	383,600	431,100
	28	210,900	237,300	270,100	296,100	332,800	385,500	432,700
	29	212,100	238,900	271,300	297,400	333,900	387,300	434,000
	30	213,200	240,300	272,900	299,000	335,400	389,000	435,300
	31	214,500	241,600	274,500	300,600	336,800	390,900	436,900
	32	215,700	242,700	275,900	302,300	338,400	392,700	438,400
	33	217,000	243,900	277,500	303,700	340,000	394,400	440,100
	34	218,300	245,000	279,000	305,200	341,500	396,100	441,700
	35	219,600	245,900	280,300	306,800	343,100	397,900	443,100
	36	220,900	247,000	281,600	308,400	344,600	399,600	444,500
	37	222,100	247,900	283,200	309,700	346,300	401,200	445,600
	38	223,500	249,000	284,600	311,100	347,900	402,900	446,900
	39	224,800	249,900	286,100	312,500	349,400	404,800	448,300
	40	226,200	251,100	287,500	314,100	351,000	406,600	449,700
	41	227,100	251,600	288,800	315,600	352,200	408,100	450,700
	42	228,500	252,500	290,300	317,100	353,700	409,600	451,400
	43	230,000	253,400	291,800	318,500	355,200	411,100	452,200
	44	231,400	254,300	293,400	320,000	356,600	412,400	452,800
	45	232,600	255,100	294,800	320,800	358,200	413,500	453,700
	46	234,000	256,100	296,200	322,200	359,200	414,600	454,400
	47	235,300	257,000	297,700	323,600	360,800	415,700	455,200
	48	236,600	258,000	299,200	325,100	362,100	416,900	456,000
	49	237,600	259,000	300,300	326,200	363,500	418,200	456,700
	50	238,700	260,100	301,600	327,600	364,900	419,300	457,400
	51	239,700	261,300	302,800	328,900	366,200	420,500	458,100
	52	240,800	262,500	304,200	330,200	367,600	421,600	458,900

	53	241,700	263,600	305,600	331,600	369,100	422,800	459,700
	54	242,800	265,100	306,900	333,000	370,300	423,800	460,500
	55	243,800	266,500	308,300	334,400	371,400	424,900	461,200
	56	244,800	267,900	309,700	335,700	372,600	426,100	461,900
	57	245,500	269,400	310,500	336,600	373,700	427,200	462,700
	58	246,500	271,000	311,700	337,900	374,600	427,700	
	59	247,200	272,500	312,900	339,200	375,600	428,300	
	60	248,200	274,100	314,300	340,500	376,600	428,700	
	61	249,100	275,500	315,400	341,600	377,200	429,300	
	62	250,100	277,000	316,800	342,500	378,000	429,800	
	63	251,000	278,500	318,100	343,700	378,800	430,200	
	64	252,000	279,800	319,300	345,000	379,600	430,700	
	65	252,900	281,200	320,600	346,100	380,300	431,300	
	66	253,800	282,700	321,900	347,300	381,000	431,700	
	67	254,900	284,200	323,200	348,500	381,900	432,000	
	68	255,800	285,700	324,500	349,600	382,600	432,300	
	69	256,600	286,800	325,200	350,600	383,200	432,700	
	70	257,700	288,300	326,300	351,600	383,800	433,100	
	71	258,800	289,800	327,400	352,700	384,500	433,400	
	72	259,900	291,200	328,300	353,800	385,100	433,700	
	73	261,300	292,200	329,600	354,600	385,800	434,100	
	74	262,600	293,600	330,300	355,700	386,300	434,500	
	75	263,900	294,900	331,400	356,800	386,900	434,800	
	76	265,100	296,200	332,600	357,900	387,400	435,100	
	77	266,100	297,600	333,700	358,600	387,800	435,500	
	78	267,200	298,900	334,900	359,400	388,400	435,900	
	79	268,500	300,100	336,000	360,300	388,900	436,200	
	80	269,700	301,400	337,200	361,000	389,200	436,500	
	81	270,600	301,900	338,400	361,600	389,500	436,900	
	82	271,600	303,100	339,500	362,100	390,000	437,300	
	83	272,800	304,200	340,500	362,700	390,400	437,600	
	84	273,900	305,400	341,600	363,200	390,700	437,900	
再任用 職員 以外の 職員	85	274,700	306,500	342,500	363,800	391,000	438,300	
	86	275,600	307,700	343,500	364,300	391,500	438,700	
	87	276,700	308,900	344,400	364,900	392,000	439,000	
	88	277,800	310,000	345,400	365,400	392,400	439,300	
	89	278,600	311,300	346,400	365,800	392,700	439,700	
	90	279,500	312,500	347,200	366,200	393,100	440,100	
	91	280,300	313,700	348,000	366,800	393,600	440,400	
	92	281,300	314,900	348,800	367,300	394,000	440,700	
	93	282,200	315,700	349,400	367,600	394,400	441,100	
	94	283,200	316,500	350,000	368,100		441,500	
	95	284,100	317,200	350,700	368,500		441,800	
	96	285,100	317,800	351,300	368,800		442,100	
	97	285,700	318,500	351,700	369,400		442,500	
	98	286,500	318,800	352,100	369,900			
	99	287,100	319,400	352,600	370,400			
	100	288,000	320,100	353,000	370,900			
	101	288,800	320,500	353,500	371,500			
	102	289,600	321,100	353,900	372,000			
	103	290,400	321,700	354,400	372,500			
	104	291,200	322,300	354,800	372,900			
	105	291,900	322,700	355,100	373,500			
	106	292,400	323,200	355,600	374,000			
	107	292,900	323,700	356,000	374,500			
	108	293,400	324,200	356,300	375,000			
	109	293,600	324,600	356,800	375,600			
	110	293,900	325,000	357,300	376,000			
	111	294,100	325,300	357,800	376,500			
	112	294,600	325,600	358,300	377,000			

113	294,900	326,000	358,800	377,600			
114	295,100	326,400	359,300				
115	295,500	326,800	359,800				
116	295,800	327,100	360,300				
117	296,100	327,300	360,700				
118	296,400	327,600	361,100				
119	296,700	328,000	361,600				
120	297,100	328,200	362,100				
121	297,400	328,400	362,500				
122	297,800	328,700	363,000				
123	298,100	329,000	363,500				
124	298,500	329,300	364,000				
125	298,700	329,500	364,300				
126	298,900	329,800					
127	299,200	330,200					
128	299,600	330,400					
129	299,800	330,600					
130	300,100	330,800					
131	300,500	331,200					
132	300,900	331,400					
133	301,100	331,700					
134	301,400	332,100					
135	301,800	332,500					
136	302,100	332,900					
137	302,300	333,200					
138	302,600	333,600					
139	303,000	334,000					
140	303,300	334,400					
141	303,500	334,700					
142	303,900	335,100					
143	304,300	335,400					
144	304,600	335,800					
145	304,800	336,100					
146	305,000	336,500					
147	305,300	336,900					
148	305,700	337,300					
149	305,900	337,600					
150	306,100	338,000					
151	306,400	338,500					
152	306,700	338,900					
153	307,100	339,200					
154	307,300						
155	307,500						
156	307,800						
157	308,100						
158	308,400						
159	308,700						
160	309,000						
161	309,400						
162	309,700						
163	310,000						
164	310,300						
165	310,700						
166	311,000						
167	311,300						
168	311,600						
169	312,000						
再任用 職員	236,200	256,600	263,800	274,100	290,400	327,700	372,300

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福祉職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	209,000	254,600	275,800	320,700	364,600
	2	159,600	210,700	256,200	277,600	322,900	367,200
	3	160,800	212,500	257,600	279,200	325,200	369,600
	4	162,000	214,200	259,200	280,700	327,400	372,200
	5	163,000	215,900	260,200	282,500	329,600	374,100
	6	164,600	217,700	261,500	284,600	331,600	376,600
	7	166,000	219,500	262,900	286,700	333,800	378,900
	8	167,400	221,200	264,300	289,000	336,000	381,400
	9	168,700	222,900	265,500	290,900	337,900	383,900
	10	170,100	224,400	267,000	293,000	340,200	386,600
	11	171,500	225,800	268,300	295,300	342,200	389,200
	12	173,000	227,200	269,400	297,400	344,400	391,900
	13	174,500	228,600	270,700	299,100	346,200	394,300
	14	176,000	230,300	272,200	301,400	348,200	396,600
	15	177,500	231,900	274,000	303,600	350,200	398,800
	16	178,900	233,500	275,700	305,800	352,200	401,200
	17	180,500	234,900	277,300	307,800	353,900	403,000
	18	182,300	236,500	279,200	310,100	355,900	405,100
	19	184,000	238,000	281,000	312,300	357,700	407,000
	20	185,800	239,500	282,600	314,600	359,600	408,800
	21	187,300	240,500	284,200	316,600	361,600	410,700
	22	188,900	242,000	286,000	318,700	363,500	412,500
	23	190,600	243,300	287,600	320,900	365,500	414,300
	24	192,200	244,700	289,300	323,000	367,400	416,200
	25	193,800	246,100	291,200	325,000	369,400	418,000
	26	195,500	247,800	292,900	327,000	371,300	419,500
	27	197,300	249,300	294,800	329,100	373,300	421,000
	28	199,000	251,100	296,600	331,100	375,300	422,600
	29	200,800	252,500	297,800	332,900	376,800	424,200
	30	202,300	253,800	299,500	335,000	378,600	425,600
	31	203,800	255,100	301,200	336,900	380,400	426,900
	32	205,200	256,500	302,800	339,100	382,100	428,100
	33	206,500	257,800	304,300	340,700	383,900	429,300
	34	207,900	259,100	305,900	342,600	385,300	430,600
	35	209,200	260,400	307,400	344,400	386,800	431,900
	36	210,400	261,600	309,000	346,300	388,400	433,100
	37	211,600	263,000	310,500	347,500	389,800	434,300
	38	213,000	264,400	312,000	349,400	391,000	435,100
	39	214,400	266,000	313,400	351,300	392,200	435,900
	40	215,800	267,500	315,000	353,100	393,300	436,700
	41	216,800	268,900	316,400	355,000	394,400	437,300
	42	218,000	270,500	318,000	356,800	395,600	438,000
	43	219,100	272,100	319,500	358,600	396,800	438,700
	44	220,300	273,700	321,000	360,400	397,900	439,400
	45	221,200	275,400	322,000	362,200	398,600	440,200
	46	222,300	277,000	323,200	363,600	399,300	441,000
	47	223,200	278,600	324,400	365,100	400,000	441,400
	48	224,200	280,200	325,600	366,500	400,700	442,100
	49	225,000	281,700	326,600	367,500	401,300	442,600
	50	226,100	283,300	327,600	368,600	401,900	443,000
	51	227,200	284,900	328,500	369,700	402,400	443,400
	52	228,000	286,400	329,500	370,800	402,800	443,800

	53	228,500	287,700	330,400	371,700	403,200	444,200
	54	229,700	289,200	331,100	372,300	403,500	444,600
	55	230,400	290,600	331,900	373,100	403,900	445,000
	56	231,300	292,100	332,700	373,900	404,200	445,300
	57	232,100	293,500	333,300	374,700	404,500	445,600
	58	233,000	295,000	333,800	375,500	404,800	446,000
	59	233,800	296,500	334,400	376,300	405,100	446,300
	60	234,700	298,000	334,900	377,100	405,400	446,600
	61	235,700	299,100	335,400	378,000	405,700	446,900
	62	236,500	300,600	335,600	378,700	406,000	
	63	237,400	301,800	336,200	379,400	406,300	
	64	238,200	303,300	336,800	380,100	406,600	
	65	239,100	304,400	337,100	380,400	406,900	
	66	240,100	305,700	337,600	381,000	407,200	
	67	241,300	306,800	338,200	381,600	407,500	
	68	242,300	308,100	338,700	382,400	407,800	
	69	243,300	308,800	339,200	382,800	408,000	
	70	244,400	309,900	339,700	383,500	408,300	
	71	245,500	311,100	340,100	384,100	408,600	
	72	246,400	312,300	340,600	384,700	408,900	
	73	247,100	313,600	340,800	385,100	409,100	
	74	248,200	314,300	341,300	385,700	409,400	
	75	249,300	315,000	341,800	386,300	409,700	
	76	250,300	315,600	342,300	386,900	409,900	
再任用 職員 以外の 職員	77	251,200	316,500	342,600	387,300	410,100	
	78	252,200	317,200	343,000	387,800	410,400	
	79	253,200	317,900	343,500	388,300	410,700	
	80	254,200	318,600	343,900	388,900	410,900	
	81	255,100	318,900	344,100	389,400	411,100	
	82	255,800	319,200	344,400	389,800	411,400	
	83	256,800	319,800	344,900	390,200	411,700	
	84	257,800	320,100	345,300	390,600	411,900	
	85	258,400	320,500	345,600	390,800	412,100	
	86	259,200	320,800	345,900	391,000		
	87	259,900	321,200	346,400	391,300		
	88	260,800	321,500	346,800	391,600		
	89	261,400	322,000	347,100	391,800		
	90	262,200	322,400	347,500	392,100		
	91	263,000	322,700	347,900	392,400		
	92	263,800	323,000	348,100	392,600		
	93	264,200	323,500	348,400	392,800		
	94	264,900	323,900				
	95	265,400	324,100				
	96	266,100	324,500				
	97	266,800	324,900				
	98	267,500	325,300				
	99	268,200	325,700				
	100	268,900	326,100				
	101	269,400	326,300				
	102	269,900	326,600				
	103	270,300	326,900				
	104	270,800	327,200				
	105	271,000	327,600				
	106	271,200	327,800				
	107	271,500	328,100				
	108	271,800	328,500				
	109	272,200	328,900				
	110	272,500	329,200				
	111	273,000	329,600				
	112	273,300	329,900				

	113	273,600	330,200				
	114	273,900	330,600				
	115	274,200	330,900				
	116	274,600	331,100				
	117	274,900	331,300				
	118	275,200	331,600				
	119	275,600	332,000				
	120	276,000	332,400				
	121	276,200	332,600				
	122	276,400					
	123	276,800					
	124	277,100					
	125	277,300					
	126	277,600					
	127	278,000					
	128	278,400					
	129	278,600					
	130	279,000					
	131	279,400					
	132	279,700					
	133	279,900					
	134	280,200					
	135	280,600					
	136	280,900					
	137	281,100					
	138	281,400					
	139	281,700					
	140	282,000					
	141	282,200					
	142	282,400					
	143	282,600					
	144	282,900					
	145	283,300					
	146	283,500					
	147	283,800					
	148	284,100					
	149	284,400					
	150	284,600					
	151	284,900					
	152	285,100					
	153	285,400					
再任用 職員		202,400	242,100	256,500	289,700	316,600	358,400

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会規則で定めるもの（以下「児童福祉施設等」という。）に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	397,000
2	458,000
3	518,000
4	598,000
5	696,000
6	794,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	331,000
2	367,000
3	395,000

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	375,000
2	423,000
3	474,000
4	535,000
5	610,000
6	713,000
7	833,000